

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成24年11月20日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男  
連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】 継続申込期間（平成24年11月21日から平成25年11月19日ま  
で）  
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

#### (7) 【申込期間】

平成24年11月21日から平成25年11月19日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

#### (8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

#### (10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

ルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日等と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取り扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

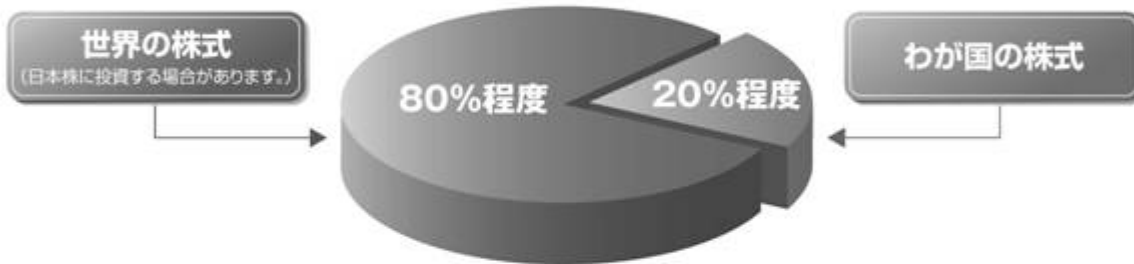
# 1 世界的に注目されているグリーン・ニューディール政策の主要テーマの一つであり、中長期的に需要の増大が見込まれる代替エネルギー分野<sup>(※)</sup>に関連する内外の株式に投資します。

(※) 石油、石炭、天然ガス等の化石燃料に代わるエネルギーおよび低炭素技術等にかかるビジネスを指します。

## グリーン・ニューディール政策とは…

代替エネルギーや環境分野への投資により、短期的には雇用創出や景気刺激を図り、長期的には環境への負担を削減するための産業構造・社会構造の変革をめざす政策をいいます。現在、世界の多くの国でこの考え方に沿った政策が採用されてきています。

## 〈資産配分のイメージ〉



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

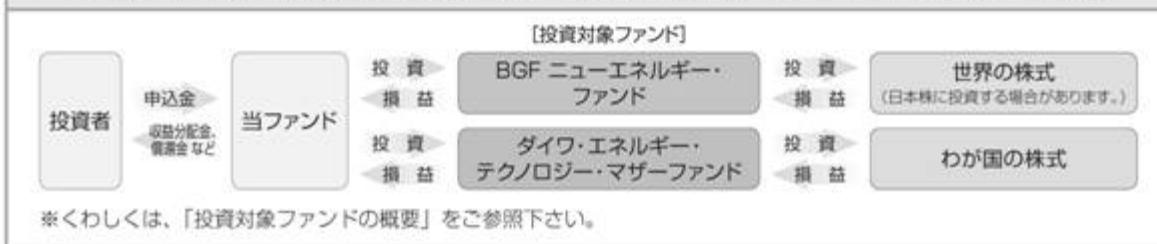
●当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

## ■ 投資対象ファンド

- ①ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）  
（以下「BGF ニューエネルギー・ファンド」といいます。）のクラスX投資証券（米ドル建て）
- ②ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、内外の株式に実質的に投資します。



## 2 世界の株式への投資にあたっては、世界各国のニューエネルギー関連の企業<sup>(※)</sup>の株式に投資します。

(※) 代替エネルギー、エネルギー技術関連企業をいい、再生可能エネルギー技術、再生可能エネルギー開発、代替燃料、エネルギー効率化、代替可能エネルギー・インフラに携わる企業が含まれます。

- 運用の指図に関する権限のうち、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社に再委託します。

### 〈ブラックロック・グループについて〉

- ・ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.56兆ドル(約284兆円)<sup>※</sup>を持つ独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパン株式会社はその日本法人です。
- ・同グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっています。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっています。

※2012年6月末現在。(円換算レートは1ドル=79.79円を使用)

## 3 わが国の株式への投資にあたっては、世界的に需要の増大が見込まれる代替エネルギー<sup>(※)</sup>に関する技術を有し、今後の成長が期待される株式に投資します。

(※) 石油、石炭、天然ガス等の化石燃料に代わるエネルギーを指します。

- 世界的に需要の増大が見込まれる代替エネルギーに関する技術力を有し、今後の成長が期待される銘柄を、運用担当者およびアナリストが選定し、投資候補銘柄とします。
- 投資候補銘柄の中から、個々の企業の経営戦略や競争力、財務内容等を分析し、投資価値が高いと判断される銘柄群を絞り込みます。
- 個々の銘柄の株価水準、流動性等を勘案してポートフォリオを構築します。

・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

## 4 毎年8月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



## 投資対象ファンドの概要

## I. BGF ニューエネルギー・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することをめざします。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国のニューエネルギー関連の企業の株式に投資します。ニューエネルギー関連の企業とは、代替エネルギー、エネルギー技術関連企業をいい、再生可能エネルギー技術、再生可能エネルギー開発、代替燃料、エネルギー効率化、代替可能エネルギー・インフラに携わる企業が含まれます。
設定日	2001年4月6日
存続期間	無期限
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	かかりません。 <sup>(注)</sup>
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差引かれます。
決算日	年1回、原則として8月末日に決算を行いません。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ） エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK） リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル） リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、ブラックロック・ジャパン株式会社が受ける報酬より支払われます。

## Ⅱ. ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）
投資態度	<p>①主として、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）の中から、世界的に需要の増大が見込まれる代替エネルギー<sup>(*)</sup>に関する技術を有し、今後の成長が期待される株式に投資することにより、信託財産の成長をめざします。  <small>(*) 石油、石炭、天然ガス等の化石燃料に代わるエネルギーを指します。</small></p> <p>②運用にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。          (イ) 世界的に需要の増大が見込まれる代替エネルギーに関する技術力を有し、今後の成長が期待される銘柄を、運用担当者およびアナリストが選定し、投資候補銘柄とします。          (ロ) 投資候補銘柄の中から、個々の企業の経営戦略や競争力、財務内容等を分析し、投資価値が高いと判断される銘柄群を絞り込みます。          (ハ) 個々の銘柄の株価水準、流動性等を勘案してポートフォリオを構築します。</p> <p>③株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>④現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
信託期間	無期限（平成21年8月26日当初設定）
信託報酬	かかりません。
決算日	毎年8月25日（休業日の場合翌営業日）
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

## (2) 【ファンドの沿革】

平成21年8月26日

信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者		
	収益分配金（注1）、償還金など お申込金（ 5 ）		
お取扱窓口	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td>           受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。             受益権の募集の取扱い            一部解約請求に関する事務            収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など         </td> </tr> </table>	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。  受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。  受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など		
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 5 ）		

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）( 2)の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資に関する権限を、ブラックロック・ジャパン株式会社（投資顧問会社）（注2）に委託します。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金（ 5）
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社	信託契約( 2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
		損益 投資
投資対象		投資信託証券 など

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（ 3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資を行ないます（ 4）。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、内外の株式に実質的に投資します。



## &lt; 委託会社の概況（平成24年9月末日現在） &gt;

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

## ・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

## ・ 大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）（以下「BGF ニューエネルギー・ファンド」といいます。）のクラスX投資証券（米ドル建て）
2. ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンドの受益証券

## 投資方針

イ．世界的に注目されているグリーン・ニューディール政策の主要テーマの一つであり、中長期的に需要の増大が見込まれる代替エネルギー分野（ ）に関連する内外の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

石油、石炭、天然ガス等の化石燃料に代わるエネルギーおよび低炭素技術等にかかるビジネスを指します。

ロ．当ファンドは、BGF ニューエネルギー・ファンドに信託財産の純資産総額の80%程度、ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンドに信託財産の純資産総額の20%程度を投資するファンド・オブ・ファンズです。

ハ．運用の指図に関する権限のうち、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社に再委託します。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されると

き、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### 運用指図権限の委託

イ．委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資に関する権限を次のものに委託します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

東京都千代田区

ロ．前イ．の規定にかかわらず、前イ．により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	BGF ニューエネルギー・ファンド
選定の方針	主に、世界各国のニューエネルギー関連の企業の株式に投資しているファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2.に掲げる外国投資証券（以下「組入投資証券」といいます。）、ならびに次の3.から6.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンドの受益証券

2. ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）のクラスX投資証券（米ドル建て）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる投資証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

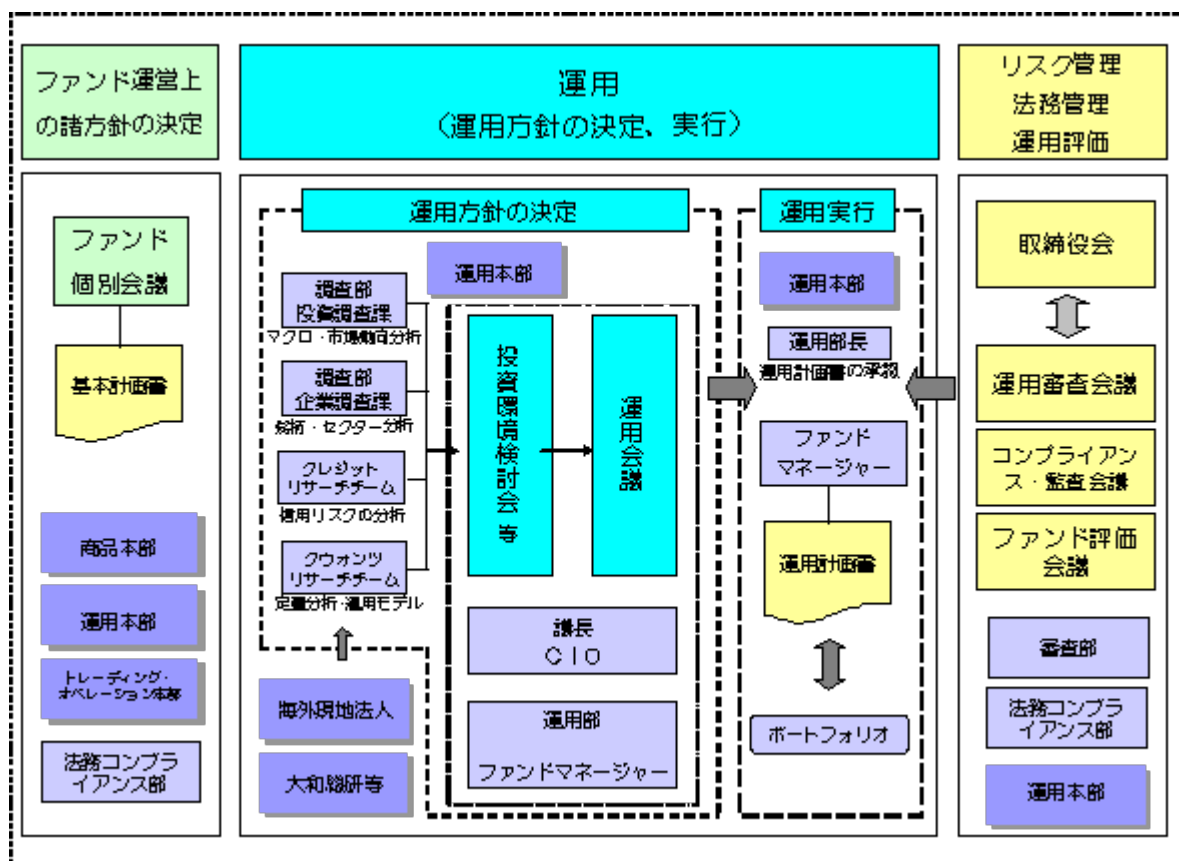
投資先ファンドの名称	B G F ニューエネルギー・ファンド
運用の基本方針	トータル・リターンを最大化することをめざします。
主要な投資対象	少なくともその純資産の70%を世界各国のニューエネルギー関連の企業の株式に投資をします。
委託会社の名称	管理会社：ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー 投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるC I O（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### ハ．基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ．C I O（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

#### ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

#### ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

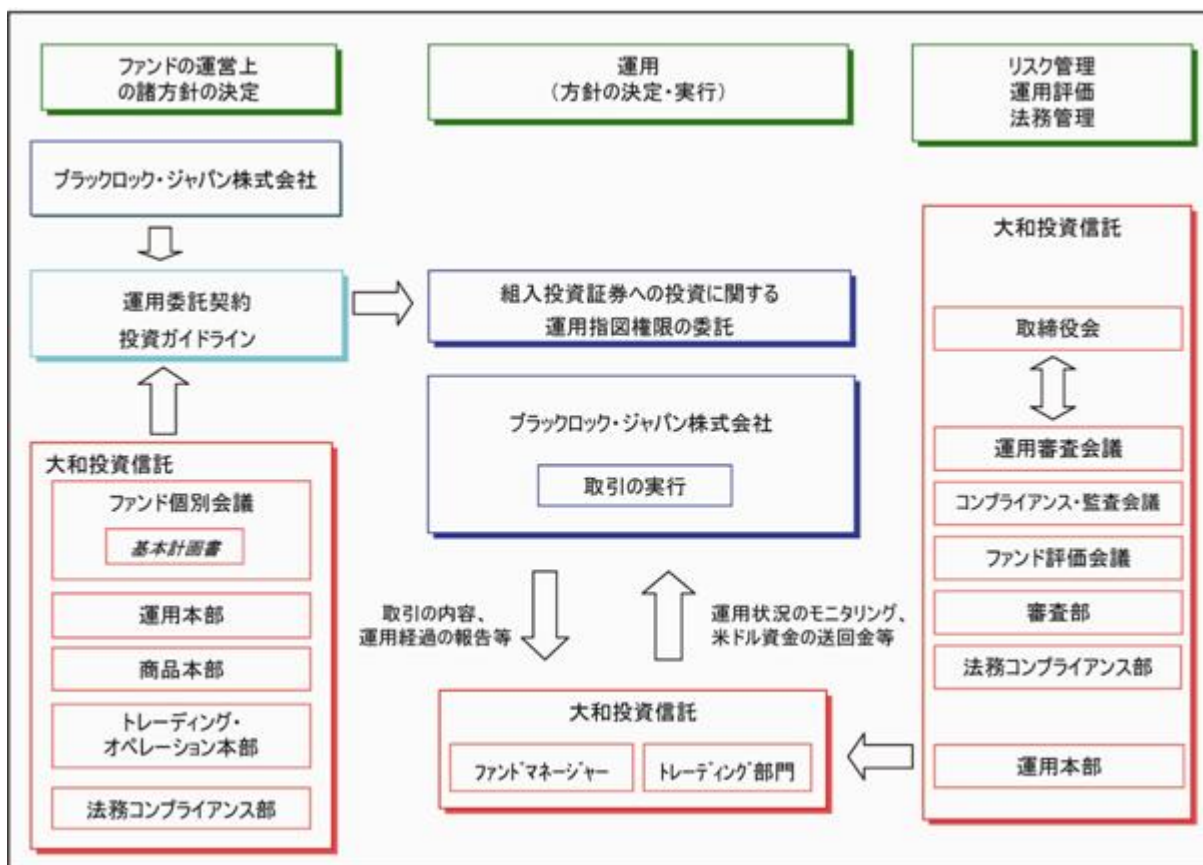
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

#### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

#### 組入投資証券への投資にかかる運用体制について





#### イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、当ファンドでは、運用の指図に関する権限のうち、BGF ニューエネルギー・ファンドへの投資に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社に再委託します。このため、ブラックロック・ジャパン株式会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、組入投資証券への投資にかかる諸方針が反映されます。

#### ロ．運用の実行

ブラックロック・ジャパン株式会社は、投資ガイドラインに基づき、取引を実行します。

#### ハ．モニタリング

委託会社は、ブラックロック・ジャパン株式会社より、取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

#### ニ．リスク管理、運用評価、法務管理

（前 に同じ。）

上記の運用体制は平成24年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

#### 1. BGF ニューエネルギー・ファンド

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### 2. ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格  
(1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。          投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。          同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。          外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

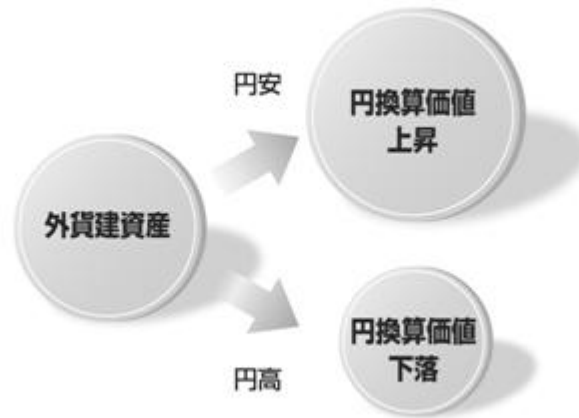
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

#### 外国証券への投資に伴うリスク

##### イ．為替リスク

## 〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

当ファンドの主な投資先である投資信託証券はエマージング市場の発行体が発行する株式にも投資することがあります。エマージング市場への投資は先進諸国への投資に比べて大きなリスクを伴います。

#### その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

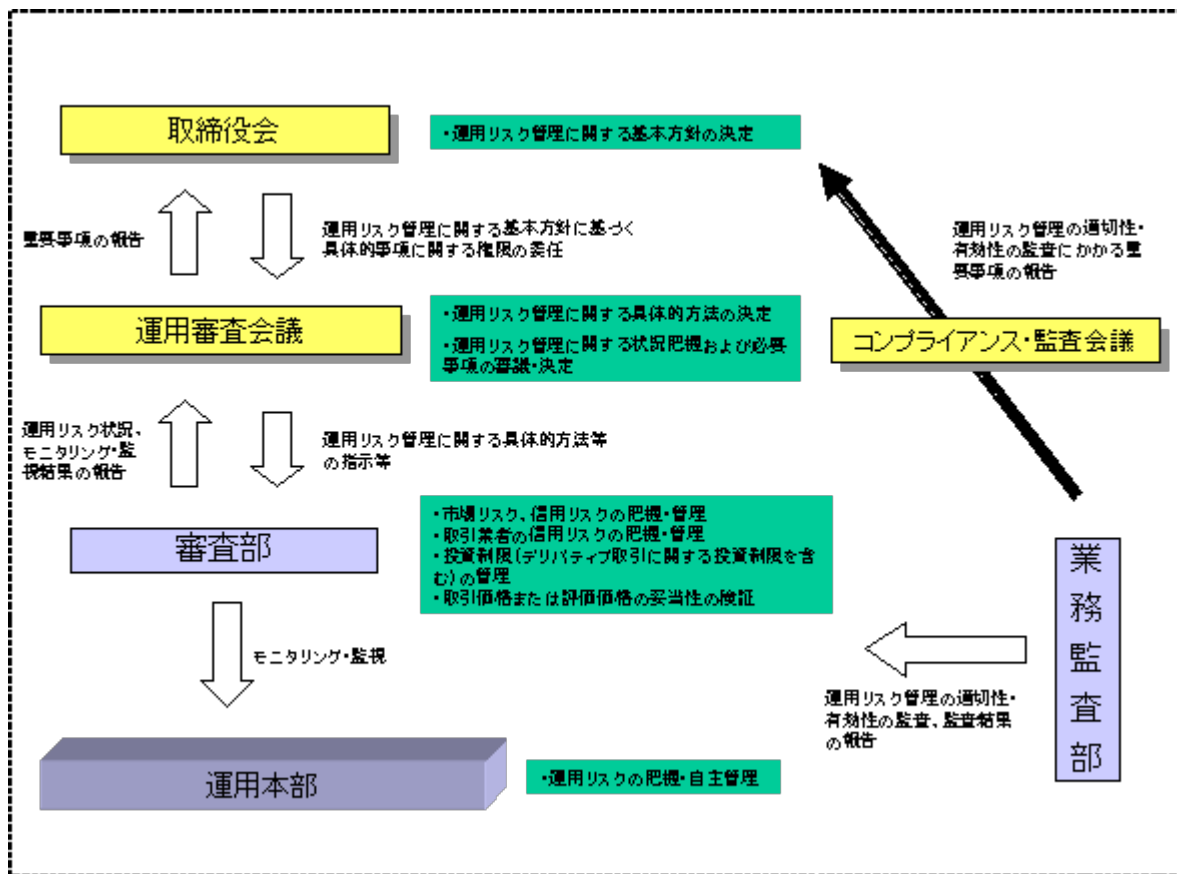
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱いします。

## (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (4) リスク管理体制



## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

## 信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7745%（税抜1.69%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.945% （税抜0.90%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	年率0.042% （税抜0.04%）

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は、計算期間を通じて毎日、信託財産で保有する組入投資証券の組入残高に年率0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年4月20日および10月20日を運用委託契約にかかる計算期間の終了日として、または信託終了のときに行なうものとします。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## &lt;投資対象ファンドより支弁する手数料等&gt;

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

## ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

## ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）

平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成24年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成24年9月28日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	3,056,798,091	78.72
内 ルクセンブルグ	3,056,798,091	78.72
親投資信託受益証券	733,423,450	18.89
内 日本	733,423,450	18.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	92,753,254	2.39
純資産総額	3,882,974,795	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成24年9月28日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF NEW ENERGY FUND-X	ルクセンブルグ	投資証券	5,667,874,532,955	521.47 5,637,868	539.32 3,056,798,091	78.72
2	ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,040,759,828,752	0.7233 781,583	0.7047 733,423,450	18.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	78.72%
親投資信託受益証券	18.89%
合計	97.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成22年8月25日)	18,656,447,289	18,656,447,289	0.7513	0.7513
第2計算期間末 (平成23年8月25日)	7,697,743,596	7,697,743,596	0.6669	0.6669
平成23年9月末日	6,835,005,439	-	0.6238	-
10月末日	7,072,292,727	-	0.6768	-
11月末日	5,984,503,663	-	0.6158	-
12月末日	5,513,623,669	-	0.6191	-
平成24年1月末日	5,378,009,977	-	0.6394	-
2月末日	5,581,773,892	-	0.7066	-
3月末日	5,361,339,393	-	0.7033	-
4月末日	4,797,937,204	-	0.6717	-
5月末日	4,144,383,044	-	0.6013	-
6月末日	3,958,264,820	-	0.5976	-
7月末日	3,897,933,880	-	0.6027	-
第3計算期間末 (平成24年8月27日)	3,962,318,963	3,962,318,963	0.6226	0.6226
8月末日	3,921,376,085	-	0.6183	-
9月末日	3,882,974,795	-	0.6276	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	24.9
第2計算期間	11.2
第3計算期間	6.6

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	10,520,233,515	3,052,977,106
第2計算期間	6,424,123	13,294,747,563
第3計算期間	864,387	5,180,263,765

(注) 当初設定数量は17,364,115,244口です。

(参考) ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成24年9月28日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	677,348,200	92.36
内 日本	677,348,200	92.36
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	56,042,370	7.64
純資産総額	733,390,570	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成24年9月28日現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、 口数 または 額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日立	日本	株式	電気機器	43,000	474.00 20,382,000	434.00 18,662,000	2.54
2	東芝	日本	株式	電気機器	65,000	269.00 17,485,000	250.00 16,250,000	2.22
3	京セラ	日本	株式	電気機器	2,300	6,793.42 15,624,875	6,760.00 15,548,000	2.12
4	豊田通商	日本	株式	卸売業	9,000	1,620.00 14,580,000	1,669.00 15,021,000	2.05
5	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	8,000	1,875.00 15,000,000	1,810.00 14,480,000	1.97
6	住友大阪セメント	日本	株式	ガラス・土 石製品	52,000	267.00 13,884,000	278.00 14,456,000	1.97
7	東レ	日本	株式	繊維製品	30,000	489.67 14,690,166	462.00 13,860,000	1.89
8	三井ハイテック	日本	株式	電気機器	25,000	418.00 10,450,000	543.00 13,575,000	1.85
9	三菱マテリアル	日本	株式	非鉄金属	55,000	231.00 12,705,000	246.00 13,530,000	1.84
10	三菱重工業	日本	株式	機械	40,000	336.00 13,440,000	338.00 13,520,000	1.84
11	東芝プラントシステム	日本	株式	建設業	13,000	954.16 12,404,106	1,040.00 13,520,000	1.84
12	住友電工	日本	株式	非鉄金属	16,000	933.00 14,928,000	825.00 13,200,000	1.80
13	エスベック	日本	株式	電気機器	20,000	685.00 13,700,000	657.00 13,140,000	1.79

14	日揮	日本	株式	建設業	5,000	2,508.00 12,540,000	2,605.00 13,025,000	1.78
15	大和ハウス	日本	株式	建設業	11,000	1,119.00 12,309,000	1,133.00 12,463,000	1.70
16	丸紅	日本	株式	卸売業	25,000	527.00 13,175,000	498.00 12,450,000	1.70
17	電源開発	日本	株式	電気・ガス業	6,000	1,875.00 11,250,000	2,054.00 12,324,000	1.68
18	デンソー	日本	株式	輸送用機器	5,000	2,742.00 13,710,000	2,451.00 12,255,000	1.67
19	タクマ	日本	株式	機械	30,000	381.00 11,430,000	398.00 11,940,000	1.63
20	東京応化工業	日本	株式	化学	7,000	1,794.00 12,558,000	1,673.00 11,711,000	1.60
21	日新電機	日本	株式	電気機器	25,000	558.00 13,950,000	463.00 11,575,000	1.58
22	いすゞ自動車	日本	株式	輸送用機器	30,000	410.00 12,300,000	377.00 11,310,000	1.54
23	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	17,000	767.00 13,039,000	665.00 11,305,000	1.54
24	日立ハイテクノロジーズ	日本	株式	卸売業	6,000	1,987.00 11,922,000	1,883.00 11,298,000	1.54
25	日本製鋼所	日本	株式	機械	25,000	438.00 10,950,000	435.00 10,875,000	1.48
26	パナソニック	日本	株式	電気機器	21,000	563.00 11,823,000	516.00 10,836,000	1.48
27	DOWAホールディングス	日本	株式	非鉄金属	20,000	513.00 10,260,000	541.00 10,820,000	1.48
28	ホソカワミクロン	日本	株式	機械	25,000	405.00 10,125,000	432.00 10,800,000	1.47
29	コニカミノルタHLDGS	日本	株式	電気機器	18,000	614.00 11,052,000	600.00 10,800,000	1.47
30	JXホールディングス	日本	株式	石油・石炭製品	25,000	403.00 10,075,000	427.00 10,675,000	1.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.36%
合計	92.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	1.14%
建設業	5.48%
繊維製品	1.89%
化学	11.93%
石油・石炭製品	1.46%

ゴム製品	1.97%
ガラス・土石製品	1.97%
鉄鋼	2.82%
非鉄金属	6.46%
金属製品	1.02%
機械	9.83%
電気機器	25.06%
輸送用機器	9.06%
精密機器	2.21%
電気・ガス業	2.74%
情報・通信業	0.65%
卸売業	6.68%
合計	92.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

## （参考情報）

2012年9月28日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	6,276円
純資産総額	38億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	1.5%
3か月間	5.0%
6か月間	-10.8%
1年間	0.6%
3年間	-36.6%
5年間	-
設定来	-37.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 10年8月	第2期 11年8月	第3期 12年8月						
分配金	0円	0円	0円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

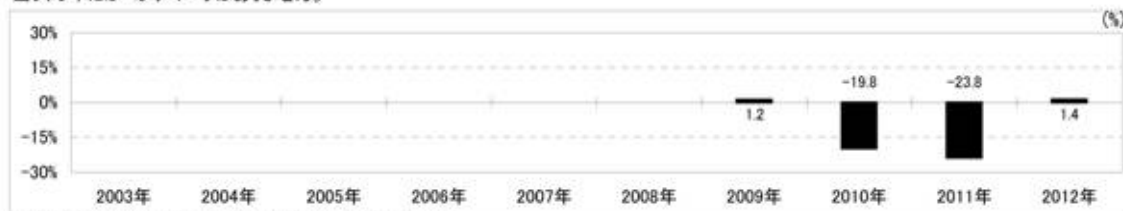
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド	78.7%
大和証券投資信託委託	ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド	18.9%
合計		97.6%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2009年は設定日(8月26日)から年末、2012年は9月28日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日等と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

### 2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### < 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日等と

同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の純資産価額で評価します。



- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年8月26日から平成31年8月23日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年8月26日から翌年8月25日までとします。ただし、最終計算期間は、平成30年8月26日から平成31年8月23日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3. または前 の2. に規定する書面に付記します。

#### 運用報告書

委託会社は、毎計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の変更

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

投資顧問会社と委託会社との運用委託契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成23年8月26日から平成24年8月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド

ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 平成23年8月25日現在	第3期 平成24年8月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	220,163,601	97,767,357
投資証券	6,115,852,206	3,162,557,348
親投資信託受益証券	1,486,465,720	752,781,583
流動資産合計	7,822,481,527	4,013,106,288
資産合計	7,822,481,527	4,013,106,288
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	28,238,950	10,748,377
未払受託者報酬	2,273,858	943,383
未払委託者報酬	93,798,862	38,916,375
その他未払費用	426,261	179,190
流動負債合計	124,737,931	50,787,325
負債合計	124,737,931	50,787,325
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 11,543,048,213	<sup>1</sup> 6,363,648,835
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 3,845,304,617	<sup>2</sup> 2,401,329,872
元本等合計	7,697,743,596	3,962,318,963
純資産合計	7,697,743,596	3,962,318,963
負債純資産合計	7,822,481,527	4,013,106,288

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自 平成22年8月26日 至 平成23年8月25日		自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日	
営業収益				
受取利息		149,690		79,933
有価証券売買等損益		905,341,520		443,465,213
為替差損益		735,893,652		131,902,788
営業収益合計		169,597,558		311,482,492
営業費用				
受託者報酬		5,644,469		2,277,052
委託者報酬		1 232,838,377		1 93,932,665
その他費用		1,356,830		736,499
営業費用合計		239,839,676		96,946,216
営業損失( )		70,242,118		408,428,708
経常損失( )		70,242,118		408,428,708
当期純損失( )		70,242,118		408,428,708
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		904,894,800		127,012,837
期首剰余金又は期首欠損金( )		6,174,924,364		3,845,304,617
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,305,986,850		1,725,688,720
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,305,986,850		1,725,688,720
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,230,185		298,104
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,230,185		298,104
分配金		2 -		2 -
期末剰余金又は期末欠損金( )		3,845,304,617		2,401,329,872

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第3期 自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間末日 平成24年8月25日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成24年8月27日としております。このため、当計算期間は368日となっております。</p>

## (追加情報)

第3期 自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
第3期計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期 平成23年8月25日現在	第3期 平成24年8月27日現在
1. 1期首元本額	24,831,371,653円	11,543,048,213円



	期中追加設定元本額	6,424,123円	864,387円
	期中一部解約元本額	13,294,747,563円	5,180,263,765円
2.	計算期間末日における受益権の総数	11,543,048,213口	6,363,648,835口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,845,304,617円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,401,329,872円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第2期		第3期	
	自 平成22年8月26日 至 平成23年8月25日		自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日	
1. 1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	78,114,048円		33,583,551円	
2. 2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（874,397円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は874,397円（1万口当たり0.76円）であります。分配を行っておりません。		計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（482,105円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は482,105円（1万口当たり0.76円）であり、分配を行っておりません。	

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 平成24年8月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第2期 平成23年8月25日現在	第3期 平成24年8月27日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	255,181,626	221,190,780
親投資信託受益証券	938,384	72,332,828
合計	256,120,010	293,523,608

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第2期 平成23年8月25日現在	第3期 平成24年8月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第2期 平成23年8月25日現在	第3期 平成24年8月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6669円 (6,669円)	0.6226円 (6,226円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	BGF NEW ENERGY FUND-X	5,971,560.120	アメリカ・ドル 40,128,884.000	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 40,128,884.000 (3,162,557,348)	
投資証券 合計				3,162,557,348 [3,162,557,348]	
親投資信託 受益証券	日本円	ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド	1,040,759,828	日本円 752,781,583	
	日本円 小計			日本円 752,781,583	
親投資信託受益証券 合計				752,781,583	
合計				3,915,338,931 [3,162,557,348]	

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	100%	100%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人が発行する「ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド」の投資証券(米ドル建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドのクラスX投資証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

## 「ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド」の状況

「ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド」は、ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・グローバル・ファンズ」が発行する投資証券(米ドル建)であります。以下に記載した同投資証券の「純資産計算書」、「損益および純資産変動計算書」及び「投資明細表」等の情報は、未監査の中間財務諸表から抜粋・翻訳したものです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## BlackRock Global Funds (BGF)

## 純資産計算書

2012年2月29日現在

ファンド名	注記	New Energy Fund (米ドル)
<b>資産</b>		
有価証券ポートフォリオ - 取得原価		2,174,408,243
未実現利益 / (損失)		(423,320,970)
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	1,751,087,273
銀行預金	2(a)	2,005,261
未収利息および未収配当金	2(a)	2,218,038
売却済み投資有価証券にかかる未収入金	2(a)	4,698,362
設定済み投資証券にかかる未収入金	2(a)	347,361
その他の資産	2(a, c)	36,867
<b>資産合計</b>		<b>1,760,393,162</b>
<b>負債</b>		
銀行借入金	2(a)	31,684
未払解約金	2(a)	4,289,024
その他の負債		3,035,770
<b>負債合計</b>		<b>7,356,478</b>
<b>純資産合計</b>		<b>1,753,036,684</b>

注記は当財務諸表の不可分の一部である。  
未監査の中間報告書

## BlackRock Global Funds (BGF)

## 純資産価値の3年間の推移

2012年2月29日現在

New Energy Fund	通貨	2012年2月29日	2011年8月31日	2010年8月31日	2009年8月31日
<b>純資産合計</b>	USD	1,753,036,684	2,156,334,361	2,691,079,548	3,711,254,163
純資産価値に占める比率:					
クラスA 毎年分配型投資証券	USD	6.72	6.88	7.06	8.49
クラスA 無分配型投資証券	USD	6.71	6.88	7.05	8.48

クラスA 英国報告投資証券	GBP	4.22	4.23	4.59	5.24
クラスB 無分配型投資証券	USD	6.06	6.24	6.46	7.84
クラスC 無分配型投資証券	USD	5.91	6.09	6.32	7.70
クラスD 無分配型投資証券	USD	7.04	7.19	7.31	8.73
クラスD 英国報告投資証券	GBP	4.29	4.29	4.64	5.25
クラスE 無分配型投資証券	USD	6.37	6.54	6.73	8.14
クラスI 無分配型投資証券	USD	6.84	6.97	-	8.59
クラスQ 無分配型投資証券	USD	5.86	6.04	6.27	7.64
クラスX 無分配型投資証券	USD	7.37	7.48	7.51	8.85

注記は当財務諸表の不可分の一部である。  
未監査の中間報告書

**BlackRock Global Funds (BGF)**  
**損益および純資産変動計算書**  
2011年9月1日から2012年2月29日までの期間

ファンド名	注記	New Energy Fund (米ドル)
<b>期首純資産*</b>		<b>2,156,334,361</b>
<b>収益</b>		
債券利息		28,261
配当金		9,699,200
貸付有価証券		1,931,485
<b>収益合計</b>	<b>2(b)</b>	<b>11,658,946</b>
<b>費用</b>		
銀行利息		3,003
管理報酬	5	2,174,947
保管および預託報酬	6	103,460
販売報酬	4	685,913
税金	7	382,357
投資運用報酬	4	14,996,413
<b>費用合計</b>		<b>18,346,093</b>
<b>投資純利益 / (損失)</b>		<b>(6,687,147)</b>
実現利益 / (損失) 純額:		
投資	2(a)	(246,066,358)
先渡為替予約	2(c)	(176,982)
その他の取引にかかる外国通貨		37,335
<b>当期実現利益 / (損失) 純額</b>		<b>(246,206,005)</b>
未実現利益 / (損失) の純変動額:		
投資	2(a)	180,104,305
その他の取引にかかる外国通貨		56,013
<b>当期末実現利益 / (損失) の純変動額</b>		<b>180,160,318</b>
<b>運用成績による純資産の増加 / (減少)</b>		<b>(72,732,834)</b>
<b>元本の変動</b>		
投資証券発行による正味受取額		112,886,401

投資証券買戻しによる正味支払額	(443,451,244)
<b>元本の変動による純資産の増加/(減少)</b>	<b>(330,564,843)</b>
<b>期末純資産</b>	<b>1,753,036,684</b>

\*期首残高は当期中の平均外国為替レートを用いて作成された(注2.(e)参照)。同じ純資産を期末日である2011年8月31日の平均外国為替レートを用いて換算した場合は、96,194,156,916ドルになる。

注記は当財務諸表の不可分の一部である。  
未監査の中間報告書

**BlackRock Global Funds (BGF)**  
**発行済み投資証券口数変動計算書**  
2012年2月29日現在

New Energy Fund	期首発行済み投資証券口数	発行投資証券口数	買戻し投資証券口数	期末発行済み投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	174,245	24,077	35,315	163,007
クラスA 無分配型投資証券	248,475,826	15,267,868	48,664,153	215,079,541
クラスA 英国報告投資証券	1,857,720	105,450	862,518	1,100,652
クラスB 無分配型投資証券	1,687,667	-	388,333	1,299,334
クラスC 無分配型投資証券	4,583,666	166,118	658,100	4,091,684
クラスD 無分配型投資証券	2,660,630	233,103	1,639,942	1,253,791
クラスD 英国報告投資証券	5,489,841	535,338	5,428,326	596,853
クラスE 無分配型投資証券	35,112,575	1,690,432	5,425,170	31,377,837
クラスI 無分配型投資証券	455,316	-	157,730	297,586
クラスQ 無分配型投資証券	18,151	-	-	18,151
クラスX 無分配型投資証券	14,084,966	-	6,768,596	7,316,370

注記は当財務諸表の不可分の一部である。  
未監査の中間報告書

**New Energy Fund**  
**投資明細表**  
2012年2月29日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ファンド	アイルランド		

29,795,141	Institutional Cash Series Plc - Institutional US Dollar Liquidity Fund	29,795,141	1.70
<b>マン島</b>			
1,114,000	Trading Emissions Plc/ Fund	480,481	0.03
<b>英国</b>			
8,572,500	BlackRock New Energy Investment Trust Plc	4,416,360	0.25
ファンド合計		34,691,982	1.98

**普通株式およびワラント**

<b>オーストリア</b>			
499,000	Verbund AG 'A' *	14,201,447	0.81
<b>ベルギー</b>			
823,246	Umicore SA *	43,535,532	2.48
<b>ブラジル</b>			
3,260,000	Cia Energetica de Minas Gerais ADR	76,121,000	4.34
<b>カナダ</b>			
32,103	AltaGas Ltd *	994,722	0.06
605,000	Altagas Ltd Subscription Receipt	17,760,130	1.01
81,120,078	Azure Dynamics Corp (Unit)	2,463,442	0.14
4,725,090	Azure Dynamics Corp (Wts 18/11/2014)	71,745	0.01
10,546,875	Canada Lithium Corp	7,686,861	0.44
968,000	Dynetek Industries Ltd	176,377	0.01
617,000	Potash Corp of Saskatchewan Inc	29,134,740	1.66
26,035,370	Ram Power Corp (Unit)	8,828,793	0.50
16,600,000	Ram Power Corp (Wts 19/5/2014)	840,177	0.05
2,520,000	Tantalus Systems Corp	2,244,791	0.13
626,000	TransCanada Corp	27,412,813	1.56
		97,614,591	5.57
<b>ケイマン諸島</b>			
2,413,270	Trina Solar Ltd ADR *	18,895,904	1.08
14,432,000	Wasion Group Holdings Ltd	6,271,280	0.36

(続く)

**公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券**

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
4,546,000	Yingli Green Energy Holding Co Ltd ADR *	17,593,020	1.00
		42,760,204	2.44
<b>中国</b>			
29,507,000	China Longyuan Power Group Corp 'H'	25,529,797	1.46
20,154,000	Shanghai Electric Group Co Ltd 'H'	10,888,675	0.62
5,336,800	Xinjiang Goldwind Science & Technology Co Ltd 'H' *	3,482,020	0.20
		39,900,492	2.28

**デンマーク**

2,980,000	Novozymes A/S 'B'*	89,200,218	5.09
3,652,630	Vestas Wind Systems A/S*	38,670,136	2.20
		127,870,354	7.29
<b>フィンランド</b>			
1,420,164	Fortum OYJ	35,754,768	2.04
<b>フランス</b>			
1,179,000	Schneider Electric SA	81,037,563	4.62
<b>ドイツ</b>			
455,000	Aixtron SE NA*	7,818,510	0.45
369,000	Centrotherm Photovoltaics AG	7,120,282	0.41
1,625,557	Elster Group SE ADR	23,733,132	1.35
156,280	SMA Solar Technology AG*	8,283,446	0.47
337,000	Wacker Chemie AG*	34,015,021	1.94
		80,970,391	4.62
<b>ギリシャ</b>			
1,248,110	Terna Energy SA	2,519,218	0.14
<b>アイルランド</b>			
2,446,208	Kingspan Group Plc	26,734,868	1.52
<b>マン島</b>			
3,639,000	Greenko Group Plc	6,824,604	0.39
<b>イタリア</b>			
14,730,000	Enel Green Power SpA*	29,612,496	1.69
( 続く )			

## 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
<b>日本</b>			
5,200	Inpex Corp	37,299,859	2.13
597,000	Yamatake Corp	13,856,281	0.79
		51,156,140	2.92
<b>ジャージー島</b>			
2,827,046	Camco International Ltd	298,692	0.02
<b>バプアニューギニア</b>			
2,887,000	Oil Search Ltd	21,789,691	1.24
<b>ロシア連邦</b>			
2,405,000	Federal Hydrogenerating Co JSC ADR	9,927,840	0.57
<b>南アフリカ</b>			
1,132,000	Sasol Ltd	61,187,694	3.49



<b>スペイン</b>			
848,000	Abengoa SA*	18,348,627	1.05
96,352	Acciona SA*	7,694,903	0.44
10,541,000	EDP Renovaveis SA	56,311,098	3.21
		82,354,628	4.70
<b>スイス</b>			
975,000	ABB Ltd	20,321,312	1.16
<b>英国</b>			
2,037,000	AMEC Plc	35,891,682	2.05
10,585,768	D1 Oils Plc	285,445	0.02
2,131,398	Johnson Matthey Plc	79,876,649	4.56
5,141,645	SIG Plc	9,552,325	0.54
1,797,700	SSE Plc	37,162,416	2.12
		162,768,517	9.29
<b>米国</b>			
1,174,000	Archer-Daniels-Midland Co	37,286,240	2.13
4,632,474	Axion Power International Inc	1,898,851	0.11
835,000	Clean Energy Fuels Corp*	16,449,500	0.94
598,000	Covanta Holding Corp	9,789,260	0.56
289,000	EnerNOC Inc	2,390,030	0.14
1,335,000	General Cable Corp	42,386,250	2.42
115,000	Homeland Renewable Energy Com	285,200	0.01

( 続く )

## 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
5,722,012	Imperium Renewables	3,433,207	0.19
930,000	ITC Holdings Corp	69,917,400	3.99
572,892	Itron Inc	25,923,363	1.48
2,798,843	Johnson Controls Inc	92,557,738	5.28
408,203	Kinder Morgan Management LLC	32,790,947	1.87
1,014,000	MasTec Inc	18,049,200	1.03
23,000	Medis Technologies Com (Restricted)	115	0.00
876,400	NextEra Energy Inc*	52,119,508	2.97
660,166	Ormat Technologies Inc	13,302,345	0.76
4,458,000	Quanta Services Inc	95,089,140	5.42
168,803	Regal-Beloit Corp	11,539,373	0.66
1,287,780	Shaw Group Inc/The	38,131,166	2.17
268,000	Veeco Instruments Inc	7,482,614	0.43
		570,821,447	32.56
普通株式およびワラント合計		1,686,083,489	96.18

## 債券

<b>米国</b>			
USD 708,486	Mascoma Corporation 8% 1/8/2016	708,486	0.04
債券合計		708,486	0.04

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡 可能有価証券合計	1,721,483,957	98.20
--	---------------	-------

## 非上場有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
<b>普通/優先株式およびワラント合計</b>			
<b>英国</b>			
667,000	Pelamis Wave Power Ltd (デフォルト)	-	0.00
5,607	Pelamis Wave Power Ltd (Wts 04/11/12)	-	0.00
		-	0.00
<b>米国</b>			
147,126,100	Imperium Renewables (Wts 31/12/2049)	1,471	0.00
4,052,827	Ls9 IncCom Stk Usd (第三者割当)	17,295,845	0.99
3,281,600	Mascoma Corp Ser D (優先) (制限付)	12,306,000	0.70
482,212	Rentech Inc (デフォルト) (Wts 25/4/2012)	-	0.00
		29,603,316	1.69
普通/優先株式およびワラント合計		29,603,316	1.69
非上場有価証券合計		29,603,316	1.69
ポートフォリオ合計		1,751,087,273	99.89
その他純資産		1,949,411	0.11
純資産合計(米ドル)		1,753,036,684	100.00

(\*) 貸付有価証券。詳細は注記11を参照。

## セクター別内訳

2012年2月29日現在

	純資産比率(%)
公益事業	25.48
資本財	24.44
エネルギー	16.30
素材	16.17
情報技術	7.82
消費(一般)	5.44
消費(必需品)	2.13
投資ファンド	1.98
金融	0.13
その他純資産	0.11
	100.00

注記は当財務諸表の不可分の一部である。  
未監査の中間報告書

## 財務諸表に対する注記

## 1. 組織

BlackRock Global Funds(以下「当社」という)は、オープンエンド型の投資法人(変動資本を有する会社型投資信託またはSICAV)であり、2011年6月30日までは2002年12月20日付ルクセンブルク法第1部(以下「2002年法」という)に基づき、2011年7月1日からは2010年12月17日付ルクセンブルク法第1部(以下「2010年法」という)に基づき組織された。

2012年2月29日現在、当社は64のファンド（以下「当ファンド」という）の投資証券の募集を行っている。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールであり、それぞれ個別の投資証券として取引され、各投資証券クラスに以下のとおり分類されている。

## 投資証券クラス

2012年2月29日現在、当社は以下の投資証券の募集を行っている。

### クラスA

クラスA 毎年総収益分配型投資証券

クラスA 英ポンド建為替ヘッジあり・毎年分配型英国報告投資証券

クラスA 毎年分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・毎年分配型投資証券

クラスA 毎日分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・毎日分配型投資証券

クラスA 毎月分配型投資証券

クラスA 豪ドル建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券

クラスA 香港ドル建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券

クラスA 毎四半期総収益分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券

クラスA 英ポンド建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型英国報告投資証券

クラスA 毎四半期分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスA 英ポンド建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスA 米ドル建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスA 予想総収益分配型投資証券

クラスA 無分配型投資証券

クラスA 豪ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA スイス・フラン建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA ユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA 英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA 香港ドル建為替ヘッジなし・無分配型投資証券

クラスA ポーランド・ズロチ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA 米ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

クラスA 英国報告投資証券

クラスA 英ポンド建為替ヘッジあり・英国報告投資証券

クラスA 米ドル建為替ヘッジあり・英国報告投資証券

### クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券

クラスB ユーロ建為替ヘッジあり・毎日分配型投資証券

クラスB 毎四半期分配型投資証券

クラスB 英ポンド建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスB 米ドル建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

クラスB 無分配型投資証券

---

クラスBユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスB英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスBシンガポール・ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスB米ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

### クラスC

---

クラスC毎日分配型投資証券

---

クラスCユーロ建為替ヘッジあり・毎日分配型投資証券

---

クラスC毎月分配型投資証券

---

クラスCユーロ建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券

---

クラスC毎四半期総収益分配型投資証券

---

クラスCシンガポール・ドル建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券

---

クラスC毎四半期分配型投資証券

---

クラスC英ポンド建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

---

クラスC米ドル建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

---

クラスC予想総収益分配型投資証券

---

クラスC無分配型投資証券

---

クラスCユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスC英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスCシンガポール・ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスC米ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

### クラスD

---

クラスD英ポンド建為替ヘッジあり・毎年分配型英国報告投資証券

---

クラスD毎月分配型投資証券

---

クラスD無分配型投資証券

---

クラスDスイス・フラン建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスDユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスD英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスD英国報告投資証券

---

クラスD英ポンド建為替ヘッジあり・英国報告投資証券

---

### クラスE

---

クラスE毎四半期総収益分配型投資証券

---

クラスEユーロ建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券

---

クラスE毎四半期分配型投資証券

---

クラスEユーロ建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

---

クラスE英ポンド建為替ヘッジあり・毎四半期分配型投資証券

---

クラスE無分配型投資証券

---

クラスEユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスE英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスEポーランド・ズロチ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

クラスE米ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券

---

### クラスI

---

クラスI無分配型投資証券\*

---

クラスIユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

---

**クラスJ**

クラスJ毎月分配型投資証券\*

クラスJ無分配型投資証券\*

**クラスQ**

クラスQ毎日分配型投資証券\*\*

クラスQユーロ建為替ヘッジあり・毎日分配型投資証券\*\*

クラスQ無分配型投資証券\*\*

クラスQユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*\*

**クラスX**

クラスX毎年分配型投資証券\*

クラスX毎日分配型投資証券\*

クラスX毎月分配型投資証券\*

クラスX豪ドル建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券\*

クラスXユーロ建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券\*

クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券\*

クラスX無分配型投資証券\*

クラスX豪ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

クラスXスイス・フラン建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

クラスXユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

クラスX日本円建為替ヘッジあり・無分配型投資証券\*

クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型英国報告投資証券

クラスX英国報告投資証券\*

クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・英国報告投資証券\*

\*機関投資家が購入可能

\*\*ブラックロック・グループ内の企業が出資するその他のファンドの投資証券を過去に保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、当該証券はすでに募集されていない。

各投資証券クラスは当社において同等の権利を有しているが、特徴および費用発生等の仕組みはそれぞれ異なり、これについては当社の目論見書において詳述されている。

**India Fund**

BlackRock Global Funds India Fundは、その投資目標および投資方針に準拠して、当社の完全子会社であるBlackRock India Equities Fund (Mauritius) Limited（以下「同子会社」という）のみを通じて実質的にすべての純資産をインド株に投資している。

同子会社のすべての資産および負債、収益および費用は当社の純資産計算書および損益計算書において連結されている。同子会社が保有するすべての投資は、当社の財務諸表において開示されている。同子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャスの法律に基づき2004年9月1日に設立された。

現在、同子会社は、インド/モーリシャスの二重課税防止条約の税額控除による恩恵を受けている。これは将来において変更されない保証はない。これは、租税条約上の恩恵を取り消す措置がインドの2012-2013年度の予算案に公表されたことを踏まえると特にそうである。しかし、インドの予算案はまだ法制化されておらず、その措置が実際に適用される際、修正されたり、明確化されることはありうることだ。

**ファンドの設定**

2011年11月11日付で、CNH（オフショア人民元）建のRenminbi Bond Fundが設定された。

**2012年2月29日を期末とする年度に生じた重要事象**

2012年1月1日、フランク・P・ルフォーブル(Frank P. Le Feuvre)は取締役を退任し、ドミニク・クリッチリー(Dominic Critchley)が管理会社の取締役に選任された。

2012年1月23日、ガイド・ヴァン・ベルケル(Guido van Berkel)、ウラ・ピータ(Ulla Pitha)、アレックス・ホクター-ダンカン(Alex Hoctor-Duncan)及びバリー・オドワイヤー(Barry O'Dwyer)が管理会社の取締役に選任された。

#### 投資証券クラスの設定

以下に開示する日付は設定日であるが、当該クラスはシードマネーの投入が設定日以降に行われた可能性もある。

設定日	ファンド	種類
2011年9月5日	World Gold Fund	クラスDスイス・フラン建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2011年9月9日	Continental European Flexible Fund	クラスD米ドル建為替ヘッジあり・毎年分配型英国報告投資証券
2011年9月15日	Emerging Markets Equity Income Fund	クラスD無分配型投資証券
2011年9月15日	Emerging Markets Equity Income Fund	クラスEユーロ建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券
2011年9月15日	Emerging Markets Equity Income Fund	クラスEユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2011年9月30日	Global High Yield Bond Fund	クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型英国報告投資証券
2011年10月7日	Japan Small & MidCap Opportunities Fund	クラスX無分配型投資証券
2011年10月5日	Global Allocation Fund	クラスIユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2011年10月10日	World Agriculture Fund	クラスI無分配型投資証券
2011年10月13日	US Dollar High Yield Bond Fund	クラスD英ポンド建為替ヘッジあり・毎年分配型英国報告投資証券
2011年10月31日	Global Equity Income Fund	クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2011年11月11日	Global Equity Income Fund	クラスAシンガポール・ドル建為替ヘッジあり・毎四半期総収益分配型投資証券
2011年11月11日	Global Equity Income Fund	クラスAシンガポール・ドル建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2011年11月11日	Renminbi Bond Fund	クラスA毎月分配型投資証券
2011年11月11日	Renminbi Bond Fund	クラスA無分配型投資証券
2011年11月11日	Renminbi Bond Fund	クラスC毎月分配型投資証券
2011年11月11日	Renminbi Bond Fund	クラスC無分配型投資証券
2011年11月11日	Renminbi Bond Fund	クラスD毎月分配型投資証券
2011年11月14日	US Dollar High Yield Bond Fund	クラスA英ポンド建為替ヘッジあり・毎年分配型英国報告投資証券
2011年12月30日	Asia Pacific Equity Income Fund	クラスE無分配型投資証券
2011年12月30日	European Growth Fund	クラスX無分配型投資証券
2011年12月30日	European Small & MidCap Opportunities Fund	クラスX無分配型投資証券
2011年12月30日	Global Equity Income Fund	クラスE無分配型投資証券
2011年12月30日	World Energy Fund	クラスA毎年分配型投資証券
2011年12月30日	World Resources Equity Income Fund	クラスE無分配型投資証券
2012年1月18日	Global High Yield Bond Fund	クラスX英ポンド建為替ヘッジあり・毎月分配型投資証券
2012年1月20日	World Bond Fund	クラスXユーロ建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2012年1月31日	Global Equity Income Fund	クラスA毎年総収益分配型投資証券
2012年2月1日	Asia Pacific Equity Income Fund	クラスA予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	Global Equity Income Fund	クラスA予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	US Dollar High Yield Bond Fund	クラスA予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	US Dollar High Yield Bond Fund	クラスC予想総収益分配型投資証券

2012年2月1日	World Resources Equity Income Fund	クラス A 予想総収益分配型投資証券
2012年2月6日	US Dollar High Yield Bond Fund	クラス X 英ポンド建為替ヘッジあり・無分配型投資証券
2012年2月17日	Renminbi Bond Fund	クラス I 毎四半期分配型投資証券

## 2. 重要な会計方針の要約

当財務諸表は、ルクセンブルクの投資法人のためにルクセンブルクの関係当局が規定した財務諸表作成に係る法および規制上の要件に準拠して作成され、また、以下の重要な会計方針を含んでいる。

### (a) 投資およびその他の資産の評価

当社の投資およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券は、評価日における最終取引価格を基に評価する。かかる有価証券その他資産が複数の証券取引所や規制市場で売買または取引されている場合、取締役会は当該目的のためにこうした証券取引所または規制市場のうちの1か所をその裁量で選択することができる。

非上場有価証券もしくは証券取引所やその他の規制市場で売買または取引されていない有価証券（クローズエンド型投資ファンドの有価証券を含む）、かかる規制市場の上場有価証券または非上場有価証券で評価額を有さないもの、あるいは取引価格が公正な市場価値を反映しているとは考えられないと当ファンドの取締役会が判断する有価証券については、取締役会が、慎重かつ誠実に、売却価格が取得価格の予想に基づいて当該有価証券の評価を行う。

- ポートフォリオに組み込まれた永久債に関する詳細に記載した日付は、当該債券の換金可能日を表す（満期日ではない）。

投資明細表の詳細の下に開示した金利は年度終了時に適用されるものである。かかる債券の金利は変動するため、情報提供の目的のみで開示している。

- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡されるが、その資産は引き続き当ファンドのポートフォリオの一部として評価される。
- 流動資産および短期金融資産は、額面価額に経過利息を加えた金額か、償却原価に基づいて評価する場合がある。
- 現金、短期金融市場預金、要求払手形およびその他の債務は、額面価額が入手しにくくなければ額面価額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、売却投資未収金、発行投資証券未収金、リストラクチャリング費用を含む資産は、帳簿価額で評価される。
- 主として未払収益分配金、投資購入未払金、未払投資証券償還金を含む負債は、帳簿価額で評価される。
- TBAは政府系機関発行のモーゲージ・バック証券に関係する。これら政府系機関は通常モーゲージ・ローンプールをプールしており、組成したプールにおいて証券を販売する。TBAはこれら政府系機関の将来のプールに関係する取引であり、このようなプールでは利率や満期日が未設定の将来の決済に関して売買が行われる。TBAはPortfolio of Investment（投資ポートフォリオ）で個別に開示されている。

当ファンドは通例として有価証券獲得の目的でTBAの購入契約を結ぶが、それが適切とみなされる場合には決済に先立ち契約を破棄することもある。TBAの売却益は契約上の決済日までは受け取れない。TBA売却契約の代金が未収の間は、引き渡し可能な同等の有価証券あるいはそれを相殺するTBAの購入契約（売却契約日かその前に引き渡し可能な）で取引のカバーを行う。

相殺する購入契約の取得によりTBA売却契約が終了すると、当ファンドは原証券に関する未実現損益を考慮せずに当該契約の損益を実現する。当ファンドが当該契約の下に証券を引き渡す場合、契約締結日に確定した単価で証券の売却による損益を実現する。

当ファンドは2012年2月29日の時点で未収のTBAを所有しており、これは純資産計算書における売却投資未収金および投資購入未払金に含まれている。

### (b) 投資からの収益

当社は以下の方法で投資からの収益を認識している。

- 利息収益は日次ベースで発生する。これにはプレミアムおよび時間の経過による経過の定額法による償却が含まれる。

- ・ 銀行利息、定期預金および短期金融市場預金収益は発生ベースで認識する。
- ・ 受取配当金は配当落ち日に計上する。
- ・ 有価証券貸付収益は月次ベースで計上する。

## (c) 金融商品

当期間中、各ファンドは多数の先物外国為替予約および先物契約を締結している。未決済の先物外国為替予約および先物契約は、期末に当該契約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額 / 不足額および決済済み未清算の契約は未実現利益 / 損失に計上され、7～12ページの純資産計算書の資産または負債に適宜含められる。

各ファンドはカバード・コール・オプションおよびプット・オプションを売建て、コール・オプションおよびプット・オプションを買建てる場合がある。各ファンドは2つ以上の資産価格間の差異からその価値を導出するタイプのオプションであるスプレッドオプションにも投資することができる。各ファンドがオプションを売建ておよび買建てる場合には、各ファンドが受け取るまたは支払うプレミアムと同等の金額が負債または資産として反映される。売建オプションに関する負債および買建オプションに関する資産は、その後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。取締役会は、オプションを最終取引価格でなく仲値に基づき評価することに合意しているが、それはこの方法がオプションの見積予想価値を最も良く反映するためである。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取（支払）プレミアムが売却有価証券の基準額から控除（に加算）される。オプションが失効する場合（または各ファンドが決済取引を行った場合）、各ファンドはオプションにかかる損益を、受取または支払プレミアムの分だけ（もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ）実現させる。

各ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、一連のプレミアムがプロテクションの売り手に支払われ、その見返りとして信用事象（契約において事前に定義される）が生じた際の偶発的支払を受け取る。スワップは、可能な場合、第三者の価格決定機関から入手され、かつ、実際の値付け業者に対して照合された日々の価格に基づき時価評価される。このような相場が入手できない場合、スワップは、値付け業者による日々の相場に基づき価格が決定される。いずれの場合も、相場の変動は損益および純資産変動計算書に未実現損益として計上される。満期日またはスワップの終了時点における実現損益およびスワップに係る受取利息は30～39ページに掲載された損益および純資産変動計算書に表示される

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、原証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2012年2月29日現在、未決済の有価証券買戻し（または売戻し）はない。

## (d) 外貨換算

各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産の時価は、2012年2月29日のルクセンブルク時間の各ファンドの評価時点における為替レートで換算されている。

## (e) 合計連結数値

当社の連結数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務諸表の合計を含んでいる。純資産計算書の為替レートは、2012年2月29日のルクセンブルク時間の各ファンドの評価時点における以下のレートを用いている。

通貨	ユーロ	英ポンド	円	スイス・フラン	オフショア人民元
米ドル	0.7432	0.6260	80.4400	0.8958	6.2965

損益計算書および純資産変動計算書の為替レートは、以下の期中平均レートが使用されている。

通貨	ユーロ	英ポンド	円	スイス・フラン	オフショア人民元
米ドル	0.7474	0.6365	77.3630	0.9097	6.3350

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

## (f) 為替レート

以下の為替レートを、2012年2月29日現在、当ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産ならびにその他の負債の換算に使用している。



通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	円	スイス・フラン	オフショア人民元
AED	0.1704	0.2723	0.2023	21.9003	0.2439	1.7143
ARS	0.1437	0.2296	0.1706	18.4654	0.2056	1.4454
AUD	0.6788	1.0844	0.8059	87.2302	0.9714	6.8280
BRL	0.3675	0.5870	0.4363	47.2205	0.5258	3.6962
CAD	0.6337	1.0123	0.7523	81.4263	0.9068	6.3737
CHF	0.6988	1.1164	0.8296	89.7997	1.0000	7.0291
CLP	0.0013	0.0021	0.0016	0.1693	0.0019	0.0133
CNH	0.0994	0.1588	0.1180	12.7753	0.1423	1.0000
CNY	0.0995	0.1589	0.1181	12.7812	0.1423	1.0005
COP	0.0004	0.0006	0.0004	0.0456	0.0005	0.0036
CZK	0.0340	0.0542	0.0403	4.3622	0.0486	0.3415
DKK	0.1133	0.1810	0.1345	14.5575	0.1621	1.1395
EGP	0.1038	0.1658	0.1232	13.3383	0.1485	1.0441
EUR	0.8424	1.3456	1.0000	108.2415	1.2054	8.4727
GBP	1.0000	1.5975	1.1872	128.4989	1.4310	10.0584
HKD	0.0807	0.1289	0.0958	10.3722	0.1155	0.8119
HUF	0.0029	0.0047	0.0035	0.3768	0.0042	0.0295
IDR	0.0001	0.0001	0.0001	0.0089	0.0001	0.0007
ILS	0.1662	0.2656	0.1974	21.3620	0.2379	1.6721
INR	0.0128	0.0204	0.0152	1.6413	0.1883	0.1285
ISK	0.0050	0.0080	0.0060	0.6464	0.0072	0.0506
JPY	0.0078	0.0124	0.0092	1.0000	0.0111	0.0783
KRW	0.0006	0.0009	0.0007	0.0719	0.0008	0.0056
KWD	2.2586	3.6080	2.6813	290.2289	3.2320	22.7179
MAD	0.0753	0.1204	0.0894	9.6813	0.1078	0.7578
MXN	0.0490	0.0784	0.0582	6.3025	0.0702	0.4933
MYR	0.2090	0.3338	0.2481	26.8537	0.2990	2.1020
NOK	0.1131	0.1806	0.1342	14.5304	0.1618	1.1374
NZD	0.5299	0.8464	0.6290	68.0879	0.7582	5.3296
PEN	0.2337	0.3733	0.2775	30.0319	0.3344	2.3508
PHP	0.0146	0.0234	0.0174	1.8814	0.0210	0.1473
PKR	0.0069	0.1100	0.0082	0.8843	0.0098	0.0692
PLN	0.2051	0.3277	0.2435	26.3568	0.2935	2.0631
QAR	0.1720	0.2747	0.2041	22.0959	0.2461	1.7296
RUB	0.0215	0.0344	0.0256	2.7677	0.0308	0.2166
SAR	0.1669	0.2666	0.1982	21.4481	0.2388	1.6789
SEK	0.0957	0.1529	0.1136	12.2985	0.1370	0.9627
SGD	0.5034	0.8042	0.5977	64.6909	0.7204	5.0637
SKK	0.0280	0.0447	0.0320	3.5929	0.0400	0.2812
THB	0.0207	0.0330	0.0246	2.6579	0.0296	0.2080
TRY	0.3597	0.5746	0.4270	46.2243	0.5147	3.6182
TWD	0.0213	0.0340	0.0253	2.7364	0.0305	0.2142
USD	0.6260	1.0000	0.7432	80.4400	0.8958	6.2965
ZAR	0.0845	0.1350	0.1003	10.8567	0.1209	0.8498

人民元は外国為替規制の下にあり、自由に交換できない通貨である。Renminbi Bond Fundに用いられる為替レートはオフショア人民元（以下「CNH」）に関連したものであり、オンショアの人民元（以下「CNY」）に関連したものではない。CNHの価値は他の外部の市場の圧力同様、中国政府によって適宜適用される外国為替管理政策や本国への送還制限が適用されないことを含む多くの要因によって、CNYの価値とかなり異なる可能性がある。

(g) 希薄化

取締役会はファンドの「希薄化」効果を小さくするためにファンドの投資証券当たり純資産（NAV）を調整することができる。「希薄化」はファンドの原資産の購入や売却の際に実際にかかった経費が、取引コスト、税金、原資産の売値と買値のスプレッドのために支払うことを想定した当ファンドの評価におけるこれらの資産の簿価から乖離する場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値の面で悪影響を及ぼすかも知れない、それゆえ、投資主にも影響を与えるかもしれない、投資証券当たりのNAVを調整することによって、この影響を少なくしたり、生じないようにすることができる。いかなる取引日であっても、もし、そのファンドのあらゆるクラスの投資証券の合計の取引高によって、取締役会が適宜定めた（そのファンドの市場取引のコストに関連する）当該ファンドの基準を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役会はファンドのNAVを調節できる。

目論見書に基づくと、2012年2月29日時点で希薄化調整が行われていない。

公表され、取引に用いられる投資証券当たりNAVは、純資産価額の3年間の推移の中で開示されている。

この調整は、純資産計算書、損益計算書、純資産変動計算書で認識されない。

### 3. 管理会社

BlackRock (Luxembourg) S.A. が当社の管理会社に任命されている。管理会社は、2010年ルクセンブルク法第15章に従って、ファンド管理会社としての権限を付与されている。

当社は、2009年8月1日付で管理会社と管理会社契約を締結している。当該契約に基づき、管理会社は当社の日々の運用管理を委託されており、当社の投資運用、管理およびファンドのマーケティングに関するすべての経営機能を直接遂行するか、もしくは委任している。

管理会社は、当社との契約により、機能の一部を委任することを決定している（詳細は目論見書に記載されている）。

管理会社の取締役は、グラハム・バンピン（Graham Bamping）、フランク・P・ルーフブル（Frank P. Le Feuvre、2012年1月1日退任）およびジェフリー・ラドクリフ（Geoffrey D. Radcliffe）、ドミニク・クリッチリー（Dominic Critchley、2012年1月1日選任）、ガイド・ヴァン・ベルケル（Guido van Berkel、2012年1月23日選任）、ウラ・ピータ（Ulla Pitha、2012年1月23日選任）、アレックス・ホクター・ダンカン（Alex Hooctor-Duncan、2012年1月23日選任）、及びバリー・オドワイヤー（Barry O' Dwyer、2012年1月23日選任）である。

BlackRock (Luxembourg) S.A. はBlackRockグループの完全子会社であり、金融監督庁（CSSF）の監督下にある。

### 4. 投資運用および販売報酬

当期間中当社は、管理会社であるBlackRock(Luxembourg) S.A. に投資運用報酬の支払いを行った。

当社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて0.25%から1.75%の間であり、一部のクラスD投資証券、クラスI投資証券およびクラスQ投資証券を除いて同一ファンド内の投資証券クラスの投資運用報酬は、すべて同一水準である。これらの報酬は、関連ファンドの純資産価値に基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問会社への報酬を含む一定の費用および報酬を投資運用報酬から支払う。クラスJ投資証券およびクラスX投資証券については、投資運用報酬の負担はない。

当期間中において当社は、主たる販売会社として業務を行ったBlackRock (Channel Islands) Limitedへ販売報酬を支払った。

当社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.50%から1.25%の間である。クラスA、クラスD、クラスI、クラスJおよびクラスX投資証券には販売報酬の負担はない。Euro Reserve FundおよびUS Dollar Reserve FundのクラスA、クラスB、クラスC、クラスD、クラスI、クラスJおよびクラスX投資証券には販売報酬の負担はない。これらの報酬は、関連ファンドの純資産価値に基づき日次で発生し（附表Bの第17(c)パラグラフに記載されるように、該当する場合には関連ファンドの純資産価値の希薄化調整を反映の上）、月次で支払われる。

主たる販売会社は、2011年12月15日付の最新の目論見書の附表Cの第22パラグラフに記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を販売奨励金として利用することができる。当該奨励金は、注記5に記載のとおり、管理報酬補助金に含まれる。

2012年2月29日の時点の未払いの投資運用報酬および販売報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

当期間中において、以下のアクティブファンドが投資運用報酬補助金の支払対象になった。

Euro Reserve Fund

US Dollar Reserve Fund

## 5. 管理報酬

当社は管理会社に管理報酬を支払っている。

管理報酬水準は管理会社との合意に従い取締役会の裁量により変更でき、当社の発行した各種ファンドおよび各投資証券クラスに対し異なる率が適用される。しかし、現行支払われている管理費は年率0.25%を上限とすることを取締役会と管理会社間で合意している。この率は当該投資証券の純資産価値に基づいて日次ベースで発生し、月次ベースで支払われる。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	バランス型 / 複合資産ファンド	現金 / 短期ファンド
A、B、C、D、E、Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
I、J、X	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%

クラスI、JおよびX投資証券に対する投資は、2010年12月17日付法律第129条の意義の範囲内での機関投資家に制限される。

\* クラスQ（0.10%）とLocal Emerging Markets Short Duration Bond Fundを除き、クラスA、B、C、D、E、Qは0.15%、クラスI、J、Xは0.03%。

取締役会および当管理会社は、各当ファンドの市場セクターや競合グループとの対比した場合のファンドの実績などの多くの基準を考慮しつつ、ファンドの投資家に販売されている同様な投資商品という広範な市場の比較において各ファンドの総費用率が競争的であることを確保することを旨とする水準の管理報酬比率を設定した。

管理報酬は当社の負担する固定および変動の一切の運営・管理の原価および経費を当管理会社が支払うために使われる。ただし、保管費用、販売報酬および貸付有価証券手数料、さらにこれらに係る税金、投資または当社レベルで課される一切の税金は除く。これらの運営・管理経費はすべての第三者経費および当社または当社の代わりに適宜負担されるその他の回収可能原価を含む。これには以下の諸費用が含まれるが、これに限定されるものではない。ファンド口座費用、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行および関連するプラットフォーム売買手数料を含む）、コンサルタント、法律、税務および会計監査費用などの一切の専門家報酬、（ブラックロック・グループの従業員ではない取締役のための）取締役報酬、旅費、合理性のある範囲の立替費用、印刷、出版、翻訳その他株主報告に関した一切の費用、公的届出およびライセンス費用、コレポンその他の銀行手数料、ソフト維持管理費用、インベスター・サービスチームに起因する運営経費およびブラックロック・グループの諸会社の提供するその他のグローバル管理サービス。

当管理会社は当ファンドの総経費率が競争力を維持できることを確保する財務リスクを負う。従って、当管理会社は、一年間に当社の負担した実際経費以上に当社に支払われた管理報酬額を留保する権限を有する。一方、一年間に管理会社に支払われた管理報酬額以上に当社が負担した原価および経費は管理会社または別のブラックロック・グループ会社が負担するものとする。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役の職務への報酬は、会計年度あたり30,000ユーロ（税金控除後）とする。

保管報酬は当ファンドに直接賦課される。特定の管轄地に適用される税金も当ファンドに直課される（注記7を参照）。

当期間中において、以下のアクティブファンドが管理報酬補助金の支払対象になった。

Euro Corporate Bond Fund	US Dollar Core Bond Fund
Euro Short Duration Bond Fund	US Dollar High Yield Bond Fund
European Enhanced Equity Yield Fund	US Dollar Short Duration Bond Fund
Flexible Multi-Asset Fund	US Government Mortgage Fund
Global Corporate Bond Fund	World Agriculture Fund
Global Government Bond Fund	World Income Fund

管理報酬補助金は、損益および純資産変動計算書に独立して開示されている。

2012年2月29日での未払い管理報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

## 6. 保管および預託報酬

当期間中における当社の保管銀行は、The Bank of New York Mellon (International) Ltd.である。保管銀行は有価証券の時価に基づき年間報酬を受け取る。当該報酬は日次で発生し、取引報酬が加算される。年間報酬は年率0.5bpsから44.1bpsの範囲であり、取引報酬は1取引当たり8.80米ドルから196米ドルの範囲である。両カテゴリーの報酬率は投資国により、および場合により資産クラスにより異なることがある。債券および先進国の株式市場に対する投資はこれらの範囲の下限に近くなるが、一方、新興または発展途上の市場においては上限に近くなるものもある。したがって、各ファンドの保管費用は常に資産配分に左右される。

2012年2月29日に未払いの保管および預託報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

## 7. 年次税

### ルクセンブルク

当社はルクセンブルクの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルクにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価値の年率0.05%（ユーロ建リザーブ・ファンド、米ドル建リザーブ・ファンドならびにすべてのクラスI、JおよびX投資証券の場合には0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。2012年2月29日を期末とする会計期に関しては、ルクセンブルクの法律により17,010,583米ドルが課税された。

### ブラジル

ブラジル政府は2009年10月20日付で、金融取引税を実施した。2010年10月5日に金融取引税の税率は2%から4%に引き上げられた。2010年10月19日および2011年12月1日に税率は再度変更された。現在、以下の税率が、非居住者がブラジルの金融資本市場において投資を行う際に外国為替取引に適用される。1) 上場株式および新規株式公開の際に発行された株式への投資に係る外国為替取引には0%の税率が適用される。2) 債券投資や投資ファンドに係る外国為替取引には、6%の税率が適用される。この課税金は保管および預託報酬に含まれる。2012年2月29日を期末とする会計期間に関しては、ブラジルの税法により817,851米ドルが課税された。

### 英国

#### 報告ファンド

英国報告ファンド制度は当社に適用される。当制度の下で、英国報告ファンドへの投資家は当ファンドでの彼らの保有証券に起因する英国報告ファンドの所得についての割合に応じ分配の有無にかかわらず課税される。ただし、保有証券の売却益にはキャピタル・ゲイン課税がなされる。取締役会は、特定の新規投入ファンドをはじめ英国収益分配ステータスがかつて保有していたファンドに関して英国報告ファンドステータスを適用させることに成功している。取締役会は従来英国収益分配ステータスをもたなかったファンドに関して英国報告ファンドステータスの適用を選択することもできる。現在英国報告ファンドのステータスを保有しているファンドの一覧はで閲覧できる。

## 8. 投資顧問

管理会社であるBlackRock (Luxembourg) S.A.は、目論見書に記載しているとおり、次の投資顧問会社に一部の投資顧問および投資運用を委任している：BlackRock Financial Management, Inc.、BlackRock International Limited、BlackRock Investment Management LLC、BlackRock Investment Management (UK) Limited、および BlackRock (Singapore) Limited

BlackRock Financial Management, Inc.は以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

Asian Tiger Bond Fund  
Emerging Markets Bond Fund  
Global Inflation Linked Bond Fund  
Local Emerging Markets Short Duration Bond Fund  
US Dollar Core Bond Fund  
US Dollar High Yield Bond Fund  
US Dollar Reserve Fund  
US Dollar Short Duration Bond Fund  
US Government Mortgage Fund

BlackRock Financial Management, Inc.およびBlackRock Investment Management (UK) Limitedは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

World Income Fund

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Financial Management, Inc.およびBlackRock Investment Management (UK) LimitedはBlackRock Investment Management (Australia) Limitedに一部の機能を再委任している。

Global Government Bond Fund  
World Bond Fund

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Financial Management, Inc.は、BlackRock Investment Management (UK) LimitedおよびBlackRock Investment Management (Australia) Limitedに一部の機能を再委任している。

Fixed Income Global Opportunities Fund  
Global Corporate Bond Fund

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Financial Management, Inc.は、BlackRock Investment Management (UK) Limitedに一部の機能を再委任している。

Global High Yield Bond Fund

BlackRock International Limitedは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

Global Opportunities Fund

BlackRock Investment Management LLCは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

European Enhanced Equity Yield Fund  
Global Allocation Fund  
Global Dynamic Equity Fund  
Global Enhanced Equity Yield Fund  
Global SmallCap Fund  
Latin American Fund  
US Basic Value Fund  
US Flexible Equity Fund  
US Growth Fund  
US Small & MidCap Opportunities Fund  
World Financials Fund  
World Healthscience Fund

以下の残りのファンドについては、BlackRock Investment Management (UK) Limitedが投資顧問会社である。

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Investment Management (UK) Limitedは、BlackRock Japan Co. Ltdに一部の機能を再委任している。

Japan Fund  
Japan Small & MidCap Opportunities Fund

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Investment Management (UK) Limitedは、BlackRock (Hong Kong) Limitedに一部の機能を再委任している。

Asia Pacific Equity Income Fund  
Asian Dragon Fund  
China Fund

India Fund  
Japan Value Fund  
Pacific Equity Fund

以下のファンドについては、投資顧問会社としてのBlackRock Investment Management (UK) LimitedとBlackRock (Singapore) Limitedは、BlackRock (Hong Kong) Limitedに一部の機能を再委任している。

Renminbi Bond Fund

管理会社は、当社から受け取る管理報酬の中から投資顧問会社に報酬を支払う。

## 9. 関連当事者との取引

管理会社、投資運用会社、ならびに投資顧問会社の最終的な親会社は、米国デラウェア州の会社法人BlackRock, Inc.であり、その主要株主はPNC Bank N.A.である。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービスおよびその他のサービスを提供するか、もしくは通常の条件により自己の計算において取引することがあり、これにより利益を得ることがある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカーまたはエージェントが提供する大口取引等の手数料割引や現金払い戻し報酬の利益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、その利用が適切であると判断される場合に、手数料およびその他の取引条件が関係する市場で用いられる系列外のブローカーおよびエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の業績を得るための上記の方針に一致していることを条件に、投資顧問会社により使用される。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外取引は行われていない。当社がBlackRockのグループ会社を通じて行った取引はない。

当期間中に、いずれかのファンドの投資証券を購入した取締役はいなかった。

## 10. 手数料の利用

1社以上の投資顧問会社（以下「顧問会社」という）は、現地の法律または規則により認められている場合に、手数料分配契約または同等の契約を締結することができる。当該契約は、顧問会社が、これらの契約を通して得られる調査または執行サービスが顧問会社の投資意思決定能力または取引執行力を高めその結果、より高い投資収益が見込まれると考える場合に限り締結される。顧問会社は主要な世界的ブローカーと当該契約を締結する。ブローカーは、顧問会社に調査および執行サービスを提供するため、または顧問会社による取引の執行もしくは顧問会社への調査の提供を支援する第三者のサービスに対して代金を支払うために、顧問会社の取引により生じる手数料の一部を使用することに同意している。全ての取引は引き続き最良の執行条件に従っており、かかる契約は常に管理されている。

## 11. 貸付有価証券

当社は有価証券貸付代理人としてBlackRock Advisors (UK) Limitedを指名し、同社は他のBlackRock Group会社に有価証券貸付代理人サービスの提供を再委任できる。有価証券貸付代理人は当社からその業務活動に関する報酬を受け取る。すべての業務費用がBlackRockの株式から生ずるような業務活動からのこのような報酬は純収入の40%を超えてはならない。

BlackRock Advisors (UK) Limitedは高評価の専門金融機関（「カウンターパート」）との株式貸与を取りきめる裁量権を持っている。このようなカウンターパートにはBlackRock Advisors (UK) Limitedの関連会社を含めることができる。このような貸与は金融監督庁通達08/356の要件を反映している目論見書の条件と一致する場合に限り有効となる。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、30～39ページの当該個別ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2012年2月29日現在、貸付有価証券の評価額合計は2,502,467,911米ドルであり、株式担保の時価は2,771,482,399米ドルである。これらの評価額は前日の終値に基づいている。

この担保は規制市場で上場すなわち取引されている投資証券から構成される。この担保は保管銀行およびJP Morgan UKが保管しており、財務諸表には反映されていない。

貸付有価証券は、関連するファンドの投資明細表において「\*」で記されている。2012年2月29日現在、当該貸付有価証券のファンドレベルでの価額および保有担保の価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の価額 (米ドル)	担保の時価 (米ドル)
Asia Pacific Equity Income Fund	1,389,566	1,550,844
Asian Dragon Fund	49,341,401	54,625,907
Asian Tiger Bond Fund	52,528,955	58,851,190
Continental European Flexible Fund	10,508,316	11,766,499
Emerging Europe Fund	134,509,442	149,885,667
Emerging Markets Bond Fund	2,874,392	3,317,927
Emerging Markets Fund	58,066,547	64,645,202
Euro Bond Fund	261,491,638	287,081,688
Euro Corporate Bond Fund	9,798,477	10,861,628
Euro-Markets Fund	43,140,561	48,055,106
European Enhanced Equity Yield Fund	473,767	527,667
European Focus Fund	22,949,033	25,552,162
European Fund	65,110,952	72,900,733
European Growth Fund	11,712,705	13,104,095
European Small & MidCap Opportunities Fund	6,121,792	6,810,402
European Value Fund	9,958,607	11,065,366
Euro Short Duration Bond Fund	215,896,485	232,487,694
Flexible Multi-Asset Fund	4,259,063	4,696,542
Global Allocation Fund	309,013,739	343,191,779
Global Corporate Bond Fund	13,949,260	15,483,079
Global Dynamic Equity Fund	21,631,312	23,999,811
Global Enhanced Equity Yield Fund	5,415,853	6,008,033
Global Equity Fund	12,166,442	13,577,125
Global Equity Income Fund	7,704,890	8,590,910
Global Government Bond Fund	17,522,261	19,391,841
Global High Yield Bond Fund	22,585,926	25,299,698
Global Opportunities Fund	1,559,067	1,742,643
Global SmallCap Fund	2,410,690	2,679,206
Japan Fund	1,390,232	1,541,058
Japan Small & MidCap Opportunities Fund	13,956,519	15,585,508
Japan Value Fund	8,662,025	9,683,883
New Energy Fund	315,783,611	351,680,575
Pacific Equity Fund	7,606,918	8,497,651
Swiss Small & MidCap Opportunities Fund	4,850,620	5,349,080
United Kingdom Fund	197,620	222,016
US Basic Value Fund	26,262,552	29,238,418
US Dollar High Yield Bond Fund	32,648,394	36,909,058
US Flexible Equity Fund	22,943,833	25,449,819
US Growth Fund	1,420,064	1,580,656
US Small & MidCap Opportunities Fund	5,844,672	6,493,677
World Agriculture Fund	1,943,526	2,181,898
World Bond Fund	6,682,207	7,476,123
World Energy Fund	106,078,511	118,066,489
World Financials Fund	7,476,720	8,265,127
World Gold Fund	263,101,378	290,276,194
World Healthscience Fund	2,091,874	2,328,909
World Income Fund	12,557,456	13,941,176

World Mining Fund	284,083,542	315,860,177
World Technology Fund	2,794,498	3,104,463

## 12. 担保有価証券または保証として提供された有価証券

売建コール・オプションの原証券で担保に供されているものは、当ファンドの投資ポートフォリオにおいて「十」で記されている。2012年2月29日現在、当該有価証券の価額は352,357,321米ドルである。

Global Enhanced Equity Yield Fundについての売建コール・オプションの担保は、BlackRock Investment Management (UK) Limited, Merrill Lynch InternationalおよびBank of New York Mellon (International)の間で締結された三者間協定にしたがって提供されている。ファンドの投資ポートフォリオにおいて「^」で記されている当該担保の価額は、2012年2月29日現在19,726,650米ドルである。

先物取引の保証として提供されている有価証券は、ファンドの投資ポートフォリオにおいて「≡」で記されている。2012年2月29日現在、当該有価証券の価額は36,270,023米ドルである。

保証として受け取った有価証券は、以下の表のとおりである。2012年2月29日現在、当該有価証券の価額は13,010,320米ドルである。

ファンド	投資証券口数	概要	価額（米ドル）
Emerging Markets Bond Fund	258,595	米国連邦全国抵当権協会 5%	69,354
Euro Bond Fund	833,000	ドイツ国債 1.75%、2015年10月9日	1,180,655
Euro Bond Fund	470,000	ドイツ連邦 4.75%、2040年7月4日	944,791
Euro Bond Fund	832,000	ドイツ連邦 4%、2037年1月4日	1,436,275
Euro Bond Fund	375,000	ドイツ国庫証券 1.75%、2013年6月14日	522,010
Euro Short Duration Bond Fund	1,621,000	フランス国債 4%、2038年10月25日	2,315,464
Euro Short Duration Bond Fund	544,000	フランス短期国債 0%、2012年3月15日	731,970
Euro Short Duration Bond Fund	1,671,000	フランス短期国債 0%、2012年7月26日	2,287,177
Global Allocation Fund	487,000	英国ギルト債 5.25%、2012年6月7日	499,269
Local Emerging Markets Short Duration Bond Fund	288,000	米国国債 3.625%、2020年2月15日	333,046
Local Emerging Markets Short Duration Bond Fund	746,000	米国国債 3.875%、2029年4月15日	1,643,396
World Bond Fund	371,000	フランス国債 OAT 4.75%、2035年4月25日	451,437
World Income Fund	545,000	米国国債 2.75%、2019年2月15日	595,475

## 13. 現金担保

下記表は2012年2月29日の時点で締結されているスワップ契約との関係でブローカーから受け取るあるいはブローカーに対して支払う現金担保残高を示している。

ファンド	通貨	ブローカーからの受領/（支払）
Asian Tiger Bond Fund	USD	(2,830,000)
Emerging Markets Bond Fund	USD	(2,910,000)
Euro Bond Fund	EUR	(3,902,323)
Euro Short Duration Bond Fund	EUR	(11,925,386)
European Enhanced Equity Yield Fund	EUR	665,000



European Focus Fund	EUR	2,500,051
European Fund	EUR	3,838,201
Fixed Income Global Opportunities Fund	USD	540,000
Global Allocation Fund	USD	9,310,000
Global Corporate Bond Fund	USD	(17,000)
Global Dynamic Equity Fund	USD	2,430,000
Global Government Bond Fund	USD	(832,937)
Global High Yield Bond Fund	USD	510,000
Local Emerging Markets Short Duration Bond Fund	USD	1,190,000
US Dollar Core Bond Fund	USD	730,000
US Dollar High Yield Bond Fund	USD	(390,000)
US Government Mortgage Fund	USD	80,000

#### 14. 分配金

取締役の現在の方針は、分配型投資証券クラスによる収益を除くすべての投資純利益を留保し再投資することである。分配型投資証券クラスに関しては、実質的に費用控除後のすべての期間投資収益を分配する方針である。取締役会は、実現および未実現の両方の純キャピタル・ゲインからの分配に関して、分配金の範囲に含めるかどうか、およびどの程度まで含めるか、を決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインあるいは純未実現キャピタル・ゲインないしは総収益を分配金として分配するケースにおいては、分配金には初期応募資本が含まれる場合もある。ファンドが英国報告ステータスの場合で、分配金を超える利益があり、それで、余剰分が配当とみなされる場合、投資家の税務上の地位によっては、利益として課税対象になるだろう。分配型投資証券クラスおよび英国報告ステータスクラスの分配に関しては、実質的に費用控除後のすべての期間投資収益（または総収益分配型投資証券の場合は総収益）を分配する方針である。

分配型投資証券を提供するファンドに関しては、ファンドの種類別に分配金の支払頻度が決定される。通常、分配金は以下のように支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドに関しては月次（分配する収益が存在する場合）とする。
- ・ 次のファンドに関しては四半期毎（分配する収益が存在する場合）とする。Asia Pacific Equity Income Fund, European Fund, Emerging Markets Equity Income Fund, Euro Bond Fund, Euro Corporate Bond Fund, European Enhanced Equity Yield Fund, European Equity Income Fund, Fixed Income Global Opportunities Fund, Global Enhanced Equity Yield Fund, Global Equity Income Fund, World Resources Equity Income Fund（および取締役会が適宜決定するその他のファンド）；
- ・ 取締役会の裁量により、株式分配型ファンドに関しては年次とする。英国報告ステータスを有する株式ファンドは、（分配する収益が存在する場合）年次で分配金が支払われる。

月次で分配金を支払うこれらの分配型投資証券は以下の投資証券にさらに分類される。

- ・ 分配金が日次で算定される投資証券は、毎日分配型投資証券である。
- ・ 分配金が月次で算定される投資証券は、毎月分配型投資証券である。
- ・ 予想される総収益を基に分配金が月次で算定される投資証券は、予想総収益分配型投資証券である。

投資家は、毎月分配型投資証券か毎日分配型投資証券か予想総収益分配型投資証券のいずれかの保有を選択することができる。

分配金が四半期毎に支払われる投資証券は、毎四半期分配型投資証券である。

分配金が年次で支払われる投資証券は、毎年分配型投資証券である。

分配金の宣言および支払いならびに受益者が利用可能な再投資オプションについては、目論見書に記載されている。

#### 15. 後発事象

2012年3月9日、米ドル建てのNorth American Equity Income Fundが設定された。

2012年4月30日、米ドル建てのAsian Local Bond Fundが設定予定である。

[次へ](#)

「ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成23年8月25日現在	平成24年8月27日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,871,369	58,419,823
株式	1,355,334,500	694,135,000
未収入金	24,887,138	-
未収配当金	280,000	234,000
流動資産合計	1,486,373,007	752,788,823
資産合計	1,486,373,007	752,788,823
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,874,956,761	1,040,759,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	388,583,754	287,971,005
元本等合計	1,486,373,007	752,788,823
純資産合計	1,486,373,007	752,788,823
負債純資産合計	1,486,373,007	752,788,823

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

## （追加情報）

自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

区分	平成23年8月25日現在	平成24年8月27日現在

1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,656,181,351円	1,874,956,761円
	同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
	同期中における一部解約元本額	2,781,224,590円	834,196,933円
	同期末における元本の内訳 ファンド名		
	ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド	1,874,956,761円	1,040,759,828円
	計	1,874,956,761円	1,040,759,828円
2.	本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,874,956,761口	1,040,759,828口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は388,583,754円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は287,971,005円であります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年8月26日 至 平成24年8月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成24年8月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）  
売買目的有価証券

種 類	平成23年8月25日現在	平成24年8月27日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	86,109,722	37,180,876
合計	86,109,722	37,180,876

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年8月26日から平成23年8月25日まで、及び平成23年8月26日から平成24年8月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成23年8月25日現在	平成24年8月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成23年8月25日現在	平成24年8月27日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7928円 (7,928円)	0.7233円 (7,233円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額 ( 円 )		備 考
		単 価	金 額	
ウエストホールディングス	3,000	1,476	4,428,000	
国際石油開発帝石	18	467,000	8,406,000	
大和ハウス	11,000	1,119	12,309,000	
日 揮	5,000	2,508	12,540,000	
東芝プラントシステム	10,000	949	9,490,000	
東 レ	25,000	489	12,225,000	
ク ラ レ	10,000	915	9,150,000	
昭和電工	50,000	140	7,000,000	
住友化学	25,000	215	5,375,000	
イビデン	5,000	1,267	6,335,000	
日本触媒	12,000	893	10,716,000	
東京応化工業	7,000	1,794	12,558,000	
三菱ケミカルHLDGS	9,000	329	2,961,000	
積水化学	15,000	653	9,795,000	
日本ゼオン	15,000	663	9,945,000	
宇部興産	40,000	182	7,280,000	
日立化成	8,000	1,170	9,360,000	
東洋インキSCホールディン	35,000	290	10,150,000	
コニカミノルタHLDGS	18,000	614	11,052,000	
JXホールディングス	25,000	403	10,075,000	
ブリヂストン	9,000	1,875	16,875,000	
住友大阪セメント	52,000	267	13,884,000	
神戸製鋼所	65,000	66	4,290,000	
JFEホールディングス	7,000	1,072	7,504,000	
山陽特殊製鋼	10,000	293	2,930,000	

日立金属	16,000	869	13,904,000
日本製鋼所	25,000	438	10,950,000
三菱マテリアル	55,000	231	12,705,000
住友鉱山	10,000	867	8,670,000
DOWAホールディングス	20,000	513	10,260,000
住友電工	16,000	933	14,928,000
タクマ	30,000	381	11,430,000
ナブテスコ	2,000	1,481	2,962,000
ホソカワミクロン	25,000	405	10,125,000
小松製作所	5,000	1,665	8,325,000
日機装	10,000	885	8,850,000
CKD	20,000	512	10,240,000
日立	43,000	474	20,382,000
東芝	65,000	269	17,485,000
明電舎	34,000	294	9,996,000
日本電産	1,500	6,300	9,450,000
日新電機	25,000	558	13,950,000
大崎電気	10,000	570	5,700,000
日東工業	3,000	1,349	4,047,000
ジーエス・ユアサコーポ	12,000	312	3,744,000
日本電気	25,000	110	2,750,000
サンケン電気	25,000	250	6,250,000
パナソニック	21,000	563	11,823,000
TDK	1,700	3,245	5,516,500
横河電機	10,000	918	9,180,000
堀場製作所	4,000	2,319	9,276,000
エスベック	20,000	685	13,700,000
デンソー	5,000	2,742	13,710,000
ローム	2,000	2,787	5,574,000
三井ハイテック	25,000	418	10,450,000
京セラ	1,600	6,820	10,912,000
ニチコン	3,000	647	1,941,000
三菱重工業	45,000	336	15,120,000
川崎重工業	70,000	178	12,460,000
IHI	50,000	176	8,800,000
日産自動車	20,000	767	15,340,000
いすゞ自動車	30,000	410	12,300,000
アイシン精機	3,500	2,585	9,047,500
本田技研	4,000	2,612	10,448,000
富士重工業	10,000	651	6,510,000
島津製作所	12,000	554	6,648,000
丸紅	25,000	527	13,175,000
豊田通商	9,000	1,620	14,580,000
日立ハイテクノロジーズ	6,000	1,987	11,922,000
三菱商事	6,000	1,499	8,994,000
岩谷産業	6,000	287	1,722,000
電源開発	6,000	1,875	11,250,000
合計			694,135,000

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成24年9月28日

資産総額	3,902,939,521円
負債総額	19,964,726円
純資産総額（ - ）	3,882,974,795円
発行済数量	6,186,893,671口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6276円

(参考) ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成24年9月28日

資産総額	743,492,738円
負債総額	10,102,168円
純資産総額（ - ）	733,390,570円
発行済数量	1,040,759,828口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7047円



#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成24年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

###### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

###### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

###### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

###### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

###### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	11,389
追加型株式投資信託	414	6,842,487
株式投資信託 合計	418	6,853,876
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,350,250
公社債投資信託 合計	17	2,350,250
総合計	435	9,204,126

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,820,358	3,745,233
有価証券	18,987,155	19,655,070
前払金	579	314
前払費用	24,840	90,562
未収入金	6,925	11,931
未収委託者報酬	6,933,076	6,516,540
未収収益	41,963	55,102
貯蔵品	23,337	11,888
繰延税金資産	286,080	630,508
その他	501,484	190,450
流動資産計	28,625,803	30,907,602
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	967,190	1,003,450
器具備品（純額）	332,407	513,162
建設仮勘定	634,782	484,571
	-	5,715
無形固定資産	2,414,530	2,870,849
ソフトウェア	1,364,617	2,173,517
ソフトウェア仮勘定	1,037,069	684,878
電話加入権	11,850	11,850
商標権	396	132
その他	596	471
投資その他の資産	18,825,476	16,375,520
投資有価証券	12,339,547	10,034,136
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	142,215	136,315
従業員に対する長期貸付金	99,889	112,674
差入保証金	609,781	542,920

長期前払費用		7,607		8,478
投資不動産(純額)	1	490,114	1	409,876
貸倒引当金		4,750		9,950
固定資産計		22,207,196		20,249,820
資産合計		50,833,000		51,157,423

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	46,454	55,551
未払金	6,501,119	7,194,946
未払収益分配金	27,599	17,954
未払償還金	119,838	88,334
未払手数料	3,725,807	3,386,380
その他未払金	2,627,872	3,702,277
未払費用	2,395,029	3,313,011
未払法人税等	895,379	963,539
未払消費税等	383,973	229,365
賞与引当金	263,000	307,000
本社移転関連費用引当金	-	346,425
資産除去債務	-	292,000
その他	-	87,535
流動負債計	10,484,955	12,789,375
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	1,410,635	1,670,344
役員退職慰労引当金	59,160	68,068
繰延税金負債	1,977,913	1,782,558
固定負債計	3,447,708	3,520,970
負債合計	13,932,663	16,310,345
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計	10,248,473	8,089,414
株主資本合計	36,918,473	34,759,414
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益	85,902	53,783
評価・換算差額等合計	18,137	87,663

純資産合計	36,900,336	34,847,077
負債・純資産合計	50,833,000	51,157,423

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,303,483	72,931,048
その他営業収益	345,390	401,212
営業収益計	72,648,873	73,332,260
営業費用		
支払手数料	41,437,322	41,050,089
広告宣伝費	967,991	709,853
公告費	1,256	699
受益証券発行費	3	74
調査費	6,192,360	7,993,144
調査費	831,159	878,635
委託調査費	5,361,200	7,114,509
委託計算費	718,414	733,156
営業雑経費	1,806,147	1,651,996
通信費	287,454	205,421
印刷費	674,758	472,511
協会費	47,465	52,117
諸会費	10,778	11,971
その他営業雑経費	785,691	909,973
営業費用計	51,123,496	52,139,015
一般管理費		
給料	4,192,794	4,452,711
役員報酬	157,200	209,630
給料・手当	3,545,655	3,646,155
賞与	226,939	289,926
賞与引当金繰入額	263,000	307,000
福利厚生費	619,459	728,342
交際費	68,476	71,356
寄付金	638	591
旅費交通費	266,082	215,939
租税公課	169,305	171,533
不動産賃借料	680,147	727,939
退職給付費用	334,864	422,030
役員退職慰労引当金繰入額	28,500	27,988
固定資産減価償却費	897,352	1,107,222
諸経費	1,170,318	1,077,041
一般管理費計	8,427,939	9,002,696
営業利益	13,097,437	12,190,548

(単位:千円)



	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	573,514		74,753
有価証券利息		23,029		13,537
受取利息		2,673		2,771
時効成立分配金・償還金		149,120		42,189
投資有価証券売却益		38,591		117,695
有価証券償還益		3,185		68,106
その他		41,908		54,685
営業外収益計		832,022		373,739
営業外費用				
投資有価証券売却損		7,515		95,389
有価証券償還損		277		67,873
その他		180,501		67,829
営業外費用計		188,294		231,091
経常利益		13,741,165		12,333,196
特別利益				
貸倒引当金戻入額		614,232		-
特別利益計		614,232		-
特別損失				
固定資産除却損	2	1,067	2	4,871
減損損失	3	35,468	3	76,217
有価証券評価損		-		211,376
本社移転関連費用		-		346,425
その他		22,059		19,547
特別損失計		58,595		658,438
税引前当期純利益		14,296,802		11,674,757
法人税、住民税及び事業税		4,834,931		5,254,642
法人税等調整額		256,140		602,832
法人税等合計		5,091,072		4,651,809
当期純利益		9,205,730		7,022,948

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,800,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
当期変動額合計	2,800,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,085,103	9,874,176
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	789,072	2,159,059
当期末残高	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計		
当期首残高	12,259,401	10,248,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008

当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	10,248,473	8,089,414

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	38,929,401	36,918,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	36,918,473	34,759,414
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	18,061	104,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	85,978	137,920
当期変動額合計	85,978	137,920
当期末残高	104,040	33,879
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	55,712	85,902
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	141,615	32,119
当期変動額合計	141,615	32,119
当期末残高	85,902	53,783
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	73,774	18,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	55,636	105,800
当期末残高	18,137	87,663
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	38,855,627	36,900,336
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	1,955,290	2,053,258
当期末残高	36,900,336	34,847,077

重要な会計方針

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

## 3．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～47年
器具備品	3～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 長期前払費用

定額法によっております。

## 4．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に依りて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （５）本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

### ５．ヘッジ会計の方法

#### （１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。

#### （２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

#### （３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

#### （４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

### ６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

#### （２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 表示方法の変更

#### （損益計算書）

#### １．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券償還益」は重要性が増し

たため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた45,094千円は、「有価証券償還益」3,185千円、「その他」41,908千円として組替えております。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券償還損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」、「貯蔵品廃棄損」及び「投資不動産管理費用」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」に表示していた98,613千円、「貯蔵品廃棄損」に表示していた25,533千円、「投資不動産管理費用」に表示していた20,028千円、及び「その他」に表示していた36,603千円は、「有価証券償還損」277千円、「その他」180,501千円として組替えております。

3. 前事業年度において区分掲記していた「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」に表示していた21,290千円は、「その他」として組替えております。

## 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建物	854,118千円	986,089千円
器具備品	2,129,756千円	2,234,738千円
投資建物	700,991千円	712,587千円
投資器具備品	28,141千円	22,398千円

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
未払金	2,591,913千円	3,577,654千円

### 3 保証債務

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

#### 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	460,584千円	-

#### 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	1,067千円	4,812千円
投資不動産	-	59千円
計	1,067千円	4,871千円

#### 3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により

評価しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ  
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の  
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失  
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で  
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により  
評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提  
案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 3,520円  
基準日 平成23年3月31日



効力発生日 平成23年6月27日

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円  
 配当の原資 利益剰余金  
 1株当たり配当額 2,692円  
 基準日 平成24年3月31日  
 効力発生日 平成24年6月26日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されて

おります。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

##### （ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### （ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

##### （ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用(*1)	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引(*2)	183,430	183,430	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当事業年度(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用(*1)	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引(*2)	(87,535)	(87,535)	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

### (1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137	1,163,689
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	609,781	542,920

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

## （有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	54,283	55,101	818
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724
合計	30,154,565	30,329,983	175,417

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	5,230

(2) その他 証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

### 4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		

市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理 方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430
合計			2,435,030	-	183,430

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
退職給付債務	1,410,635千円	1,670,344千円
退職給付引当金	1,410,635千円	1,670,344千円

### 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
勤務費用	191,300千円	261,341千円
その他	143,564千円	160,689千円
退職給付費用	334,864千円	422,030千円

（注）「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年3月31日 現在）	当事業年度（平成24年3月31日 現在）
繰延税金資産		
減損損失	928,499	838,826
退職給付引当金	573,987	599,247
連結法人間取引（譲渡損）	294,850	258,256
未払事業税	212,062	212,753
投資有価証券評価損	216,468	191,138
本社移転関連費用引当金	-	131,676
賞与引当金	107,014	116,690
出資金評価損	128,238	114,425
資産除去債務	-	110,989
有価証券評価損	-	80,344
器具備品	38,093	33,365
その他有価証券評価差額金	125,395	27,099
役員退職慰労引当金	24,072	25,804
未払社会保険料	11,722	14,071
その他	28,763	27,487
繰延税金資産小計	2,689,169	2,782,177
評価性引当額	1,547,609	1,379,241
繰延税金資産合計	1,141,560	1,402,935
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301	2,428,233
建物（資産除去債務）	-	76,837
繰延ヘッジ損益	58,934	29,783
その他有価証券評価差額金	-	18,241
その他	2,156	1,888
繰延税金負債合計	2,833,392	2,554,985
繰延税金負債の純額	1,691,832	1,152,049

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
法定実効税率	40.69	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	-
住民税均等割	0.02	-
評価性引当額	4.14	-



その他	0.07	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が211,604千円減少し、法人税等調整額が205,949千円減少しております。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

#### 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

#### 3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
期首残高	-	-
見積りの変更に伴う増加額	-	292,000
期末残高	-	292,000

#### 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、平成24年度中に予定している本社移転計画により、合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

### （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India) Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- (2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケッツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623
-------------	---------	--------	-------	---------	---	-----------	-----------	-----------	------	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円	1株当たり純資産額 13,358.92円 1株当たり当期純利益 2,692.30円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当期純利益（千円）	9,205,730	7,022,948
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

名称 ブラックロック・ジャパン株式会社

資本金の額 2,435百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

### 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、組入投資証券への投資を行ないます。

### 3 【資本関係】

該当事項はありません。

#### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。



### 第3 【その他】

#### (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
  - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨  
使用開始日を記載することがあります。
  - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
    - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年9月28日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンドの平成23年8月26日から平成24年8月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンドの平成24年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。